

公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準に伴う関係条例の整備に関する条例（案）
パブリックコメントの結果について

寄せられた意見と説明会での意見概要

令和元年 7 月 11 日(木)から同 30 日(火)まで実施した「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準に伴う関係条例の整備に関する条例（案）」についてのパブリックコメントならびに 7 月 23 日(火)・同 25 日(木)に開催した説明会で寄せられた主なご意見（抜粋）と、それに対する市の考え方は、次のとおりです。

【利用料金】

主な意見	市の考え方
使用料の値上げに反対するもの	今回の改定は、負担の公平性の確保という観点から、施設等の利用者による使用料負担と公費負担の割合について、基準を明確にし、適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。
激変緩和措置の上限 1.5 倍では高すぎるとし段階的な値上げを求めるもの	現状、施設の維持管理経費に対する利用者の負担割合は 2 割程度であることから、応分の負担をお願いする必要があると考えています。単純算定では、改定による値上げ幅が最大で 5.6 倍となる施設もあります。それでは上昇幅が大きすぎるため、激変緩和措置を設け、上限を原則 1.5 倍としています。
各種団体向けの減免制度の廃止について反対するもの	対象施設の減免の取扱いについては各施設条例で「市長の承認を得て定めた基準」として規定しその内容を各施設条例の施行規則で定めております。減免は高齢者や障がい者など社会的弱者の支援や教育振興などの政策的配慮の観点から実施するものであり、その対象は「子ども」（小中学生）、「高齢者」（70 歳以上）、「障がい者」等、必要最小限のものにする必要があると考えています。 減免による収入の減少は、その減収分を利用料金に付加するか、市民の税金で補う必要があることからご理解をお願いいたします。
井波社会福祉センターなど社会福祉協議会施設との金額の差を懸念し料金の見直しを求めるもの	社会福祉協議会の管理運営する施設についても、今回の適正化基準策定の主旨について賛同を求め、施設間における格差が生じないように働きかける必要がある事は認識しており、関係機関に理解と協力を求めていくべく、取り組んでまいります。
文化・スポーツ振興に対する政策的配慮を求めるもの	健康づくりや生涯学習等の推進による保健予防活動・スポーツの推進などについては、総合計画の基本施策として盛り込み、推進していくべきものです。今回の改定では、利用者と未利用間の負担割合の是正など、負担の公平性を保つことを目指しており、受益の対価としての負担を求めるための改定であることをご理解願います。

【改定手続】

主な意見	市の考え方
パブリックコメントの実施期間が短いとするもの	パブリックコメントについては、市の実施要綱に基づき、広報紙等でも周知しており、7月11日から30日の20日間で実施しています。 パブリックコメントや市民説明会での意見も踏まえて、議会と協議したいと考えています。
料金改定施行予定日までの期間が短く、進め方が性急であるため、丁寧な説明を求めるもの	受益者負担適正化基準策定にあたっては平成30年度当初から先進地事例の比較検討、資料収集、素案策定に取り組み、同12月には指定管理者等に対し素案の内容等について協議検討を求め、寄せられた意見等を踏まえた上でパブリックコメントを行い、議会に報告するなど、所定の手続きを経ています。今後、パブリックコメント等で寄せられた意見を踏まえ、修正等があれば市ホームページへの掲載や施設での掲示など適切な情報提供に努めます。
スポーツクラブ会員が実際に体育施設を利用する料金を決めてからの改正を求めるもの	指定管理施設において指定管理者は、条例に規定する利用料の範囲内において市長の承認を受けて利用料金を定めることとしております。今回の改定はその上限額を定めるものですが、その実運用について関係各方面との調整を進め、スポーツクラブ会員特典としての料金設定についても検討の上、決定次第お知らせします。

【運用面】

主な意見	市の考え方
減免団体の明確化を求めるもの	減免対象団体については、利用者、施設管理者が混乱しないよう、どの団体が対象となるかの明確な基準を設けます。
類似施設間の運用方法の統一を求めるもの	類似施設間で、運用方法が異なっていることは認識しています。施設管理者の運用方法が異なっていたのが原因と思われますが、統一的な運用となるよう調整します。
帯時間と時間単位の料金設定に対する運用面の煩雑さを指摘するもの	今回の料金改定にあたっては、適正化基準で算定した単価を現条例の料金表区分に当てはめた上で、1時間単位の単価を新たに設けています。これは2時間の会議で部屋を利用する場合であっても4時間分の料金を徴収する現状を是正するためのものです。 また、帯時間は、長時間利用に対し割引した料金設定を行なうものであり、帯時間を超えて利用する場合に1時間利用料金を追加するような運用を考えています。今回のご意見を踏まえて、あらためて運用面での調整及び統一適用が必要であると考えています。

令和元年7月23日・25日に開催された説明会における、ご意見と市の回答

令和元年7月11日(木)から令和元年7月30日(火)まで実施した「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準に伴う関係条例の整備に関する条例(案)」についてのパブリックコメントにおいて、期間中の7月23日(火)、7月25日(木)に説明会を開催しました。

ご意見の内容と市の回答及び対応は次のとおりです。

R元.7.23開催分

ご意見の内容 (分割し簡潔にまとめたもの)	市の回答及び対応
Q1. このような受益者負担の考え方は南砺市だけのものか？県内他市や他県で同じような事例があるのか？また、算定根拠となる資料を確認したい。	A1. 県内では射水市が同様の考え方で使用料改定を行っている。算定根拠資料の提供は対応可能です。
Q2. 各施設が利用者を増やす方策に取り組んでいる中で、今回の値上げが及ぼす影響は？料金が上がることで使用が制限され収益が下がることも考えられる。射水市の考え方を南砺市にあてはめているようで、やり方が乱暴ではないか？今回改定による利用者や収入のシミュレーションは？	A2. 負担の公平という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものです。1時間あたりの単価を設定したことで、帯時間分(3.5時間)支払っていた貸室が2時間分の支払いで済むなど、利用者によっては料金が下がる場合も想定されます。改定による利用者や収入のシミュレーションは行なっていません。
Q3. 利用者が少なくなれば再編統合の対象となり、結果的に公共施設再編に結びつけられるのでは？稼働率について、この計算では利用者が少ない施設が高くなるが、考え方が逆ではないか？	A3. 再編計画には対象施設を明示しており、利用者数のみをもって再編施設とすることはありません。今年から再編計画の見直しを予定しており、利用者数を含め、施設の老朽度、地域さらに市全体にとって必要な施設かを客観的に判断する基準としたいと考えています。稼働率が低い施設は相対的に経費が大きくなり、その分の負担は求めていかざるを得ません。同種施設の時間・㎡単価は平均値をとっており、個々の施設の稼働率が直ちに大きく反映されるわけではありません。
Q4. 基準の考え方では、利用者と未利用者の対立構図になってしまう。そこで負担の不公平とされるのは「変」。利用者にしてみれば安ければ安い方がよい。まちが衰退していく中、現政権は地方創生を掲げている。行政は視点を変えて、公共福祉増進のため、施設を安定的に利用できるよう考えてほしい。	A4. 公共施設の使用料を安くすれば、安くなった分は誰かに負担をお願いしなければなりません。現状、その部分は税金で賄われており、人口減少や高齢化が進む中で財源は限られます。地方創生は、8,600万人まで落ち込むとされる人口の1億人維持を基本に、東京一極集中の解消、若者の活躍の場創出などを目指すもので「このまま人口減少や高齢化が進むとたちいなくなる」という危機感が根底にあります。
Q5. 多くのスポーツ少年団が学校体育館を利用している。学校開放に係る使用料はどうなるのか？	A5. 社会体育施設と同様の料金体系に改定します。

R元.7.23開催分

ご意見の内容 (分割し簡潔にまとめたもの)	市の回答及び対応
Q6. 美山荘の条例備考には「老人とは60歳以上」とあり、ラフォーレは令和元年まで60歳以上が令和2年から70歳以上になる。同じ市の施設で高齢者の扱いが異なるのはおかしい。	A6. ラフォーレは施設内に温水プール、貸室、屋内グラウンド、浴室を備えた複合施設で多世代の利用に供される施設であり、美山荘は高齢者が利用する交流と寛ぎのための施設です。ラフォーレは、温水プールや文化センター等の貸室と同種と考えています。
Q7. 今回の料金改定後、また改定されることがあるのか？市内の公共施設では、どれくらいの期間維持するつもりか？	A7. 使用料については年間維持経費や利用者数が基準となるため、その時々の実態に合わせて見直す必要があります、そのスパンはおよそ「3年ごと」を想定しています。
Q8. 1時間単価の設定に対応するため施設管理のシステム改修、パンフレット等の印刷直しなどが必要になるが、その経費は見てもらいたい。	A8. 指定管理の話になるので個別に協議検討させていただきます。
Q9.年間使用料の規定はないのか？4千円で自由に使えてパスの利便性も高い。激変緩和措置が適用されれば6千円程度だが、年間パスがなければ週2回・年100回利用の場合で2万円となり5倍超の負担増になる。今までのような年間パスの運用を継続願いたい。	A9.平成20年からスポーツクラブ加入者は利用無料として取り扱っており、会員証が年間パスとなっています。今までのように無料とはいかないが、どのような料金体系にするかについて、スポーツクラブと協議しています。
Q10.施設内の設備の充実度が違うのに、同一規模施設なら同一料金となるのであれば、設備の充実度も統一してもらえると理解でよろしいか？	A10.トレーニング設備等の多い少ないは料金に反映していません。市内の施設では、大きな差は無いと考えています。
Q11.パブリックコメントを錦の御旗にして、意見が無ければ同意を得たという行政の進め方は疑問。市民生活に影響のある料金改定については慎重に進めるべき	A11.平成31年2月にパブリックコメントを実施し、議会にも説明し決定した適正化基準に基づいて料金を算定したものです。説明会の意見やパブリックコメントを踏まえて、必要な修正を行なった上で議会への上程を考えており、その時期についても検討する必要がありますと考えています。
Q12.示された料金案も今回の説明も基準のための理屈に聞こえる。パブリックコメントで意見を出そうにも検討の時間が足りない。やり方が性急すぎる。施設利用者の多くはホームページを見ておらず、パブリックコメントの実施についても知られていない。せめてパブリックコメントの開始時期を今日(23日)にするなど仕切り直すことは考えられないか？年間利用料について検討中なのに進められるのか？	A12.パブリックコメント実施については広報紙でも周知しており、市の実施要綱に基づき11日から30日の20日間の日程で実施しているところであり、期間を延ばすことについて現時点では考えていません。 年間利用料については、現行条例でも規定はなく、指定管理者と協議して決定していきます。
Q13.いろいろな施設の利用料金が改定の対象になっているが、同じくよく使っている図書館でも利用料が設けられるのではと心配になってくる。図書館で料金をとる考えは無いのか？	A13.図書館は公益性も必需性も高く利用料負担は考えていません。(図書館法17条「図書館無料の原則」)

R元.7.25開催分

ご意見の内容 (分割し簡潔にまとめたもの)	市の回答及び対応
Q1.利用料金の改定のガイドラインはどのようにして決めたのか？	A1.昨年からガイドラインとして受益者負担適正化基準を策定し、パブリックコメントを行い、議会報告を経て決定させていただいています。
Q2.減免対象として、足腰の弱い人は減免対象としないのか？	A2.足腰が弱いことをもって減免対象とはしません。現状、多数の利用者や団体が減免の対象となる状況なので、社会的弱者など、適用を必要最小限に規定します。
Q3.利用者を増加させたいと考えているのに、利用料金が高くなると利用率が低下するのでは？	A3.利用料金が高くなることにより、利用者数が減ることも想定されるが、今回の改定の主旨は、利用者間と未利用者間の負担割合等の受益者負担の適正化にあることを理解願います。
Q4.施設管理者と生涯学習スポーツ課とのヒアリングが実施されたが、回答がない。	A4.使用料改定に関するものと、施設の運用管理に関するものが混在しており、担当所管課間で協議調整の上、回答いたします。
Q5.減免により利用料金収入が減収する場合はどうなるのか？	A5.今回の改正により新たに減免となる団体があれば、使用料への影響を考慮して指定管理料を調整します。
Q6.減免した分の減収相当額を指定管理料で充当するなら、税金で賄われる現状と変わらず意味がない。	A6.現状、利用団体の多くが減免対象となっていたことから、今回の改正により、対象を社会的弱者や小中学生など、必要最小限の方のみとすることを考えています。
Q7.減免対象の高齢者とは何歳からか？	A7.70歳以上を想定しています。
Q8.高齢者団体の減免の取り扱いとは？	A8.利用者の半数以上が70歳の場合に減免対象団体とすることを考えています。
Q9.利用団体の中に減免対象者がいるかどうかの確認はどのようにして行なうのか？	A9.施設の運用に関することになるが、施設管理者等、関係各方面と協議して決定させていただきます。
Q10.減免制度の運用や時間単位の設定に伴い、施設を管理する上で、利用者管理が大変難しくなる。施設管理における統一的な基準・考え方を示してほしい。	A10.現在も時間単位で管理されており、設定することで管理が困難になるとは考えていません。しかしながら、施設によって管理方法が異なっていることは認識しており、今後、施設管理者等、関係各方面と協議の上、運用方法を決定させていただきます。
Q11.現行の減免対象団体が多数あるが、周知はされるのか？	A11.減免団体でなくなることをR2.3.31までに周知させていただきます。
Q12.冷暖房費を別に徴収(基本使用料×30/100)していたが継続されるのか？	A12.継続して徴収します。
Q13.激変緩和措置はいつまで継続されるのか？	A13.激変緩和は急激な値上げとならないよう設定するものであり、R2.4.1からの運用を予定しています。利用料金は、施設の維持管理経費と利用者数が算定基準であり、定期的な見直しが必要であると考えています。

R元.7.25開催分

ご意見の内容 (分割し簡潔にまとめたもの)	市の回答及び対応
Q14.中学校体育館をスポーツ少年団で利用しているが、学校体育館の利用料金も改定されるのか？	A14.社会体育館と同様に改定する予定です。また、今回の減免対象の見直しにより、スポーツ少年団は減免対象団体となる予定です。
Q15.負担率はどのように決めたのか？	A15.受益者負担の適正化基準の策定にあわせて定めています。
Q16.市民アンケートで負担割合を決めてはどうか？	A16.現時点では考えていませんが、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
Q17.利用料金を上げても期待される増収が見込めなければ施設は維持できないのではないか。まずは、たくさんある施設を閉鎖する方が優先されるべき！先送りすることなく即座に休止する施設を決定してほしい！	A17.ご指摘のとおり、料金改定を行なっても、大きな増収とはなりません。多くの市民から同様の意見が寄せられるようであれば、施設を休止にしやすいのですが、現状はそうはなっていません。今年度から、再編計画の見直しを行なうことにしており、何を残すべきかを重視し決定していきます。市民感情もあり、市議会との調整も必要で直ちに行うことは困難と考えています。
Q18.今回示された条例案を変更することはあるのか？	A18.パブリックコメントや今回いただいた意見等を踏まえ、変更が必要であれば調整します。
Q19.ホールにも時間単位の貸室料が設定されたが、運用はどうするのか？	A19.ホールは帯単位、貸室は時間単位を基本に併用適用してもらいたいと考えています。現状、1時間使用する場合であっても帯単位時間分の支払が必要であったものを、使った時間分だけを負担していただくよう見直しするものです。
Q20.類似施設ごとに運用方法が異なっているが、調整はされるのか？	A20.類似施設ごとに統一・標準的な取扱いとなるよう情報共有してもらいたいと考えています。
Q21.時間単価を適用することで対応する職員が必要な場合、その分の人件費増は考慮されるのか？	A21.現状も時間ごとの使用状況は把握されていると考えており、指定管理料への反映は考えていません。
Q22.説明会は福野と城端の2会場のみか？他の地域では実施しないのか？	A22.市民全体を対象とした説明会という位置づけであり今回は2会場での開催としました。その中で今回の会場がたまたま福野地域と城端地域であったということであり、別の機会では井波、福光地域での開催も考えられます。

公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準策定に伴う関係条例の整備に関する条例（案） についてのパブリックコメントの結果と市の回答

令和元年 7 月 11 日から令和元年 7 月 30 日まで実施した「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準策定に伴う関係条例の整備に関する条例（案）」についてのパブリックコメントにおいて、期間中に 36 件（22 人・14 団体）のご意見をいただきました。

一つのご意見の中に複数の内容が含まれるものが多かったことから、複数のご意見として分割し、それらを類似したご意見ごとに分類いたしました。この分類ごとに回答いたします。ご意見の内容と市の回答は次のとおりです。

受付順	ご意見	市の回答及び対応
1	この条例には反対です。 この条例は、施設利用料の値上げのためですか それとも利用者を減らして施設の削減のためですか 平等な受益者負担と言うなら市は、利用者を増やす努力をしてください。 指定管理者の意味がなくなり入会料を払う意味もない。利用者が少なくなれば、施設の存続も危うくなる。体を動かす機会が減れば、健康人口も減り将来的には、医療費増にもつながるのではないのでしょうか。ご一考願います。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。 予想されるクラブ会員の減少によるクラブ運営への影響をできるだけ抑えられるよう、主要体育施設の指定管理者である総合型地域スポーツクラブと継続して協議してまいります。 市民の皆さまには、日常生活を営む上で体力の維持や健康の増進を図ることの重要性を啓発し、スポーツクラブへの加入による各種教室への参加や、身近な体育施設の利用を通じて、日常的に運動・スポーツに取り組んでいただけるよう促します。
2	福光町民体育館でトレーニングルームの使用に関する費用負担について、先日同施設で大まかな内容を知りました。 受益者負担の適正化については賛成です。 ただ、負担額が大きいですと考えます。 同施設は市民、特に高齢者の健康増進に非常に寄与している場と考えます。受益者負担の原則に拘泥した結果、利用者の足が遠のき、体力低下が発生した場合、市の病院等の業務負担及び市の費用負担増大に繋がると考えます。 年齢別の費用負担テーブルを用意するなど行い、受益者負担の原則と市民の健康維持のバランスを取っていくことが重要と考えます。	急激な値上げとならないよう、激変緩和措置として現行料金の 1.5 倍を上限とする制度を設けています。また、体育施設についてはスポーツクラブ会員の特典としての料金設定について検討しており、決定次第お知らせします。 市民の皆さまには、日常生活を営む上で体力の維持や健康の増進を図ることの重要性を啓発し、スポーツクラブへの加入による各種教室への参加や、身近な体育施設の利用を通じて、日常的に運動・スポーツに取り組んでいただけるよう促します。
3	私は、8 年間毎日のように体育館のトレーニング室を利用しています。スタッフさんに、優しく丁寧にトレーニング器具の使い方も教えてもらい、ここまで体力が向上したのも、気軽に入館できたからだと思います。こんなに高かったら、入館できません！説明不足です。体育館の利用者も少なくなりますよ！ちゃんと考えてくださいね！	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。
4 ①	○受益者負担割合判定について 温水プールは、市場性選択制 100%となっているが、民間施設は会員制で高額な入会金を払わなければならない。介護予防や成人病予防等として水中運動を医療機関も推奨している現在、公益性必需性の高い施設と考えられ、社会保障費の削減にもつながる。料金的大幅値上げは市民の納得を得られるものではないと考える。クレー射撃やクライミングは民間には無いとは言え、公益性が高いとする根拠も理解できない。 ○減額・免除の対象について 70 歳以上が高齢者となっているが、根拠は何か。2 月の案では 75 歳となっていたが、なぜ変更されたのか。団体利用の場合は、構成員の半数以上という条件が付いているが、老人会やサロン団体が減免申請する場合、今後はどのようなになるのか。構成メンバーの年齢入りの名簿を添えることになるのか。 また、城端老人センター美山荘では、備考欄に老人とは、60 歳以上と記述されている。それが認められるのなら、他の福祉施設でもそのようにしていただきたい。	負担割合の設定は、施設利用サービスを、収益性や民間提供の可否などによる「市場性・公益性」の視点と、個人の価値観や嗜好で選択的に利用するものか又は社会的弱者等を擁護支援するために必要なものかという「必需性・選択性」の視点を組み合わせて判断しています。 温水プールの施設利用サービスは、民間でも提供可能かつ利用に対する個人の選択性は高いと判断されます。また、クレー射撃場等については市内民間による同種施設利用サービスの提供はなく、スポーツ施設として公益性をもった施設と判断されます。 減免対象となる高齢者は行政改革推進委員会での指摘を受け、後期高齢医療制度の対象となる 75 歳から、高齢受給者証交付対象の 70 歳へと変更いたしました。団体利用の場合の判断基準については統一的な運用方針について協議検討の上、指定管理者ならびに利用者への周知徹底を図りたいと考えております。 美山荘については、「老人」福祉センターとして同年代の利用者の交流と憩いの場とし、利用対象者である「老人」を 60 歳以上と定めているものであり、施設の性質が異なることによる運用の違いであることについてご理解願います。
4 ②	○激変緩和措置について いなみ交流館ラフォーレの料金改正において、上記に当てはまらず、2 倍以上 3 倍にもなっている箇所がありますので、緩和を要望いたします。 ・小学生プール 現在 100 円 改正後 300 円 ・60 歳以上 70 歳未満プール 現在 200 円 改正後 450 円 これでは、福祉施設としてのラフォーレの設立趣旨はどうなったのかと言わざる得ません。考慮していただきますようお願い申し上げます。	受益者負担適正化基準では、減免の標準的な取扱いについて、「子ども」は小中学生、「高齢者」を 70 歳以上と定めております。また、小学生および 60 歳から 70 歳未満の利用者の使用料については市内温水プールの使用料の平準化を優先し、激変緩和措置を超えた設定となっております。しかしながら、ご指摘のように急激な値上げとなることを考慮し、段階的な値上げについて検討していきます。 また、今回の受益者負担適正化基準の策定は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、各施設の設立趣旨を阻害することを意図したものではありません。
5	いつもトレーニング設備を利用しています。 料金を徴収することには理解は示しますが、これを機会に設備と面積の充実化を図ってほしいです。 砺波市西部体育館までの充実度はなくとも、ウエイトトレーニングマシン、フリーウエイト、有酸素運動のマシンの拡充など単に有料にするというのではなく、付加価値をより高めてほしいです。 また各施設の充実度も均一化しないと、受益者負担の観点から不満も強くなるのではないのでしょうか。	トレーニング設備の料金徴収については、施設利用とは別に利用者の意向によって使用に供され、個別に経費が発生する付帯設備・備品等の使用料を基準に基づき定めたものです。 設備の更新・充実については、経年劣化による更新等を含めて、各施設における利用状況等を踏まえて、利用者の利便性向上や利用促進対策の一環として定期的に検討対応されるべきものと考えております。

6	受益者負担は理解できるが、サービスの性質による負担割合の設定に疑問がある。 説明会ではプールの説明に「アミューを引き合いに」民間経営可能」とのコメントがあったが、アミューは3セクで市から1〜2億の税金が投入されており、純粋な民間経営でなく、指定管理者は大都市で同様施設を何箇所も経営しているので、単純に「民間経営可能」の判断は出来ないのではないかな？ 選択性としても嗜好によるだけでなく高齢者等(減免対象外の人)の心肺機能と歩行機能回復に効果が出ていることから公共性が弱いというのは当たらないのではないかな？ 各競技協会が行っている大会は競技力強化と普及に資するために行っている。体協は経費の半額補助(上限あり)のため、不足分を受益者負担している。これを「有料大会」として利用料を約1.5倍にするなら県の大会より高くなり行えなくなる可能性がある。(競技の衰退) 施設利用率と用途による加重を加味した利用者数をもって見直すべきでないかな？	負担割合の設定は、施設利用サービスを、収益性や民間提供の可否などによる「市場性・公益性」の視点と、個人の価値観や嗜好で選択的に利用するものか又は社会的弱者等を擁護支援するために必要なものかという「必需性・選択性」の視点を組み合わせて判断しています。 温水プールの施設利用サービスは、民間でも提供可能かつ利用に対する個人の選択性は高いと判断されます。 条例上の「有料大会」とは参加者ではなく観覧者から入場料を徴収する大会を指すものであり、市内各競技協会が競技力強化・普及のために開催する大会は「有料大会」にはあたりません。 また、施設の利用率については、稼働率を料金算定の基準に用いておりますが、個々の利用者の用途に応じて料金を定めることは運用上も困難であり、算定根拠として盛り込むことも難しいと思われます。
7 ①	各施設には設置目的があります。例えば、体育施設は「市民の体力向上、健康増進及び心身の健全な育成を図るため」であったり、福野文化創造センターは「市民自らが担い手となる創造的で多様な芸術文化活動を促進し、魅力あるまちづくりに寄与するため」と条例によって定められています。この本来の目的の達成から遠ざかるような利用料金の設定はすべきではないと思います。体育施設の積極的な利用によって市民の健康増進に繋がり、結果、福祉サービスの利用が減少するといったような理想像があります。値上げによって利用が減ることが懸念されます。	今回の受益者負担適正化基準の策定は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、各施設の設定趣旨を阻害することを意図したものではありません。 市民間の負担の公平性の確保を図り、定期的な見直しを行う中で、効率的な施設運営及び管理、コスト削減、利用者増などに向けた努力を続けながら、適正化を推し進めてまいります。
7 ②	受益者負担の算定方法において、貸室等の1㎡当たりの時間単価＝1㎡当たりの年間原価÷(年間利用可能時間×稼働率)とありますが、この計算式では稼働率が低い貸室ほど時間単価が高くなります。稼働率が低い貸室ほど時間単価を下げ、稼働率を上げていくことをしていくべきだと思います。 先進市の計算方法では稼働率を取り入れていないことがほとんどです。稼働率を取り入れている先進市でも「稼働率」は前年度実績によるものとし、当該実績が70%未満の施設は、利用者の負担が過大になることを避けるために、70%の利用があるものと補正して算出するものとします。」としています。稼働率の取り入れは、いたずらに利用料金を引き上げることに繋がると思います。 体育館などの個人利用施設の1人当たりの原価を求める計算式に、年間利用者数を取り入れることも同様のことに繋がり、利用者数が少ないほど単価が上がり、ますます利用率が下がることになると思います。	稼働率が低い施設は相対的に経費が大きくなるため、その分の負担はどこかで求めているかざるを得ないと考えております。 ただし、今回の使用料算定にあたっては同種施設の時間・㎡単価は施設ごとに算出した料金の平均値をとっており、個々の施設の稼働率が直接反映されるわけではなく、個々の施設の稼働率のみが使用料引き上げに直ちに影響するわけではありません。
8	スキヤキ・ミーツ・ザ・ワールド実行委員会として意見します。 スキヤキ事業で福野文化創造センターを利用し、毎年の利用料金を本会期、事前会期併せて100万円以上支払っています。この利用料金は減免団体(50%)として算定していただいているものです。今回の利用料金の値上げによって、約150%負担増(激変緩和措置上限)となった上に、減額・免除の対象からも外されることになり、事業の継続が難しくなることが予想されます。 以上のことから次のことを再考していただければと思います。 激変緩和措置の上限(150%)が高すぎるので、もう少し低く設定していただけないか。先進市では激変緩和措置が130%上限のところもあります。 減額・免除の対象の範囲を、もう少し広げていただけないか。当実行委員会の運営には多くの市民ボランティアスタッフも参加しています。また、スキヤキ事業から生まれた市民楽団も練習などで多く利用しています。値上げによってヘリオスから他市へ練習会場を移す楽団も出てくるのが予想されます。 当実行委員会だけでなく、他の市民文化団体への影響も同様と思われます。行政への依存傾向の増大、既得権益化と決めつけないで、利用団体からの意見徴収もしていただき、幅広い議論からの条例改正となることを望みます。	対象施設の減免の取扱いについては各施設条例ではなく、各施設条例の施行規則等で「市長の承認を受けて定めた基準」として規定しております。今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」(小中学生)、「高齢者」(70歳以上)、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。 減免による収入の減少は、市民の税金等で補う必要があることからご理解をお願いいたします。しかしながら、今回の適正化基準に準じた適用について、指定管理者等と調整中であり、実運用については関係各方面との調整を進めてまいります。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が20%程度であり、利用者には自分の負担をお願いする必要があると考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで5.6倍の施設もある中で、激変緩和措置として1.5倍を上限としましたのでご理解願います。
9	健康寿命増進に力を入れている施設等に何をもって公平性というのか。 体育施設やスポーツクラブを利用している人たちは、健康保険の使用率が低いと思われます。その反対にスポーツクラブを利用していない人は不健康となり健康保険の使用頻度が高いと思われます。私などは数年間、国保を使用していますが、保険料は下がっておりません。これは公平と言えるのでしょうか？ 公共施設利用にかかる受益者負担を公平にするという考え方は、病院によくかかる人の保険料を上げると同じ理論と同じではありませんか。同じように、私は図書館にも数十年行ったことがありませんが、公平というのであれば、こも有料にするべきではありませんか？ 福祉協議会で老人の健康のために、畑を貸出しているのも今年度限りだ	今回の受益者負担適正化基準の策定は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、各施設を利用することで利用者の健康増進につながり、ひいては市民の健康増進や体力増強に資するという施設の果たす崇高な役割を否定するものではありません。 ただし、施設利用サービスは、相互扶助的な側面をもつ保険制度とは異なり、個人の選択で受益するサービスです。そのため、サービス負担の公平性の確保を図り、定期的な見直しを行う中で、効率的な施設運営及び管理、コスト削減、利用者増などに向けた努力を続けながら、適正化を推し進めてまいりたいと考えております。

	そうです。何でも一律に予算カットというのは考え直すべきではないでしょうか。数万円の助成もカットするようでは、南砺市に夢も希望も持てない住みにくい市となります。若者が離れていくのも当然だと思います。	
10	現在私は音楽活動の練習の場に施設を使用しています。 値上げによっては南砺市での施設での利用不可能となり他の市に行くことを検討する次第。この様な方が増え利用率も低下となるのではないのでしょうか？ 値上げの目的が増収で無いのであればこの時期ではなく、沢山の意見を取り入れて頂きもう少し慎重に進めて頂きたい。 万が一値上げをし増収された分はどのように使用されるのでしょうか？市民の為の向上になるのか分かりません。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めているものであり、値上げのための改定ではありません。 多くの意見を取り入れ、内容を深化していくためのパブリックコメントであり、寄せられた意見等については慎重に内容を検討し、必要に応じて修正してまいります。 また増収分の使用料収入は、施設の収入となり、施設の継続的な維持管理・改善に活かされます。
11	負担割合フローチャートは変である。温水プールが何故その位置なのか？過去、教育施設に屋外プールがあった背景には、子供の水難事故を少しでも減らすという、非常に大事な理由があったはずである。富山県は小さい河川も急流であり、南砺市も農業用水などが張り巡らされている。いざという時の精神的なゆとりとして水に慣れることが必要ではないのか？それなのに、屋外プールが減ってきた今、何故、野球場やテニスコートも温水プールが生活での必要性がないのか？万が一の水難事故で不幸があってもいいのか？命を守る、一番大事なことが軽視されている。 加えて、水泳や水中ウォーキングは0歳から100歳まで行える運動である。乳幼児が行える唯一の運動で水中運動が脳の発育にも良いといい、幼稚園でもそれをウリにしているところがある。高齢者には病院でも薦められる運動でもあり、実際にプールでは90歳近い方たちも、頑張って運動されている。最近では、ピンコロ活動という言葉もあり、むしろ高齢者(もちろん若年層含む)でも無理なく行える運動として推進するべきではないのか？それならば、市民が無理なく通えるよう金銭負担は軽くなるほうがよい。 再考により、違う結果を強く望むものとする。	負担割合の設定は、施設利用サービスを、収益性や民間提供の可否などによる「市場性・公益性」の視点と、個人の価値観や嗜好で選択的に利用するものか又は社会的弱者等を擁護支援するために必要なものかという「必需性・選択性」の視点を組み合わせて判断しています。 温水プールの施設利用サービスは、民間でも提供可能かつ利用に対する個人の選択性は高いと判断されます。 また、水難事故への対応については授業に消防署職員を講師に招いての着衣水泳などが実施されているほか、健康づくりや生涯学習等の推進による保健予防活動・スポーツの推進などについては、総合計画等の基本施策として盛り込み、推進しているところです。
12 ①	1 平成31年4月に南砺市から出されている「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準」の現状の課題の一番目に記載されていますとおり、施設にかかる維持管理費の多くを公費(税金)で負担しており、利用者と未利用者との間に「負担の不公平」が生じているのは間違いないと考えます。 こういった観点であれば、南砺市民と南砺市民以外の方との料金を変えるのも当然だと考えます。市によっては市内の方と市外の方では1.5倍から3倍まで料金が違うところもあります。 城南スタジアム、福光屋内グラウンドや城南屋内グラウンドなどは、市外はもちろんのこと県外からも多数の方が来場しており、屋内グラウンドにあっては土日祭日等にもなれば、南砺市民ではなく市民以外の方がアリーナを独占する日も多々あります。いったい誰が使用するために造られた公共施設なのでしょう。 市民以外の使用については「上限は市民料金の1.5倍」ということですが、施設によっては上限2倍の料金をいただいてもいいと考えますがいいかがでしょうか。 市外から来られても南砺市にお金は落ちず、残されていくのはゴミくらいです。飲料水さえも持参される時代です。	市民以外の方の使用料の設定について、公共施設使用に係る受益者負担の適正化基準では、1.5倍を上限と定めているところです。個々の施設で市外からの利用者数に違いがあり、屋内グラウンドのように市民の利用に影響が出ている施設や、使っていただくことで利用料金収入を多く得ている施設もあるのが現状です。施設の利用状況や市外利用者の実態に応じて、その上限を設定すべき理由が認められる場合は、関係各方面と協議し調整する必要があると考えます。
12 ②	2 団体使用の場合は、「団体の所在地をもって判断」とのことですが団体の大半が南砺市民以外であってもこのような判断でいいのでしょうか？ 過去にもありましたが、代表者を南砺市に住所のある方にしておいて、あとのメンバーは殆ど市外の方といった団体登録がありました。公費負担(税金)から言えば、「登録メンバーの3分の2以上が南砺市民であること。」等に変更された方がいいように感じますがいいかがでしょうか。	団体使用の運用上の取扱いについては今後、施設所管課と指定管理者等関係各面で協議検討の上、統一的な方針を定めた上で運用されるべきと考えます。
12 ③	3 来年度から毎回毎回利用者は料金を支払うことになると、それを徴収する職員は業務多忙になるのは間違いありません。 そこで、平成31年2月のパブリックコメントの回答にもあったとおり、各指定管理者とも協議していただき、必要とされる施設においては券売機の設置を是非お願いしたいと思います。 但し、その券売機設置費用負担は南砺市でお願いしたいと思います。	券売機の導入済み施設における状況を確認し、費用対効果等の検討検証を行いながら、効果的な施設運営に努めます。 また、受益者負担が求められる公共施設であることにつき広く市民の理解が得られるような環境の整備に、指定管理者と共に取り組んでまいります。
12 ④	4 今回の受益者負担適正化基準に伴う施設使用料整備条例(案)については概ね賛同いたしますが、料金を徴収する立場から言わせていただくと、例えば450円とか770円とかの料金が、減免(減免率50%の減額)になった場合に、5円単位での受け取りやお釣りが必要となる料金設定は好ましくないと考えますがいいかがなものでしょうか。将来的に券売機の設置等も考えたうえでの提案です。	今回の使用料改定については10円未満の端数については四捨五入して算定しておりますので、同様の運用で統一されるよう協議検討の上、調整を図ります。
12	5 受益者負担適正化基準に伴う施設使用料整備条例の改正を行うにあたり、説明資料のテニスコートの料金表に未だに「城端テニスコート」と記載されていますが、この施設をテニスコートとして使用しなくなって10年	施設運用上、休止中として取り扱っていましたが、施設条例からの削除を検討してまいります。

⑤	以上経つのではないかと思います。 当然担当所管の行革・施設管理課や生涯学習スポーツ課は把握されていると思いますが、条例を改正してもまだ「城端テニスコート」をスポーツ施設として条例に残す必要はあるのでしょうか？ 今回の条例改正に伴い、「城端テニスコート」はスポーツ施設としては削除すべきと考えますがいかがでしょうか？	
12 ⑥	6 施設料金を実質値上げする以上は、施設を利用する市民に料金に見合ったサービスを提供する必要も併せて生じてくるものと考えます。 例えば、全国大会で昨年は愛媛県今治市、今年は栃木県那須塩原市のテニスコートに行き来しましたが、共通していたのはいずれの施設も「スポーツ振興くじ」の助成金を受けて整備されていたことでした。 例えば城南テニスコートは春一番等大きな風が吹くと一夜にして砂が飛ばされ、改修に莫大な費用が発生すると共に改修が終わるまで使用できないこと。また水溜りがあったり、雨天時は使用できないこと等から人工芝コートで以前から要望しているところです。ところが厳しい財政事情から人工芝は絶対無理と言われていますが、財源が無いなら無いで、テニスコートに限らず「スポーツ振興くじ」等も大いに活用して、南砺市内のスポーツ施設も充実させていっていただきまよう切にお願いいたします。	施設整備にあたり、スポーツ振興くじの活用は大変有効であり、設備の充実等については、関係各方面と協議し検討してまいります。
12 ⑦	7 今回の件も行政改革の取り組みの一つですが、公共施設再編計画についてはスピード感が無いように感じています。 また、一部施設については「壊れたらもう直さないはずではなかったの？」といった施設にも大きな予算がついているような印象を受けます。 ⑦ 公共施設の利用者からそれ相当の使用料を負担していただく以上は、毅然とした態度で公共施設再編計画もスピード感を持って進めていただくよう期待しています。	公共施設再編について市を挙げて取り組んでおりますが、中々進捗していないのが現状です。 今年度から、公共施設再編計画の見直しを行ないますが、将来世代へ「何を残していくのか」という考えで、維持すべき施設分類と規模を決定していく予定としています。この見直しにより、残さないとする施設については、休止していくことになると考えています。
13 ①	指定管理者に対する協定期間中途での利用料金改正による指定管理料反映の有無等について何の情報提供もありません。 利用料金改正による貸館収入の変動懸念だけでなく、会館事業への収支計画にも影響を及ぼすものであり、すでに次年度会館事業プロデュースも進行する中で情報不足が否めません。 基本協定書(以下、抜粋) 第1条(目的)市と指定管理者が相互に協力して施設を管理すること。 第2条(意義)市民自らが担い手となる創作的で多様な芸術文化活動を促進すること。 第4条(信義誠実の原則)互いに協力し対等な関係に立って誠実に履行すること。 上記の基本に照らせば、利用料金改正は双方にとっての重要課題です。 ・指定管理者への適切な情報提供や意見提示に対する真摯な対応を強くお願いしたい。	昨年度、受益者負担の適正化に対する考え方をお示しさせていただきましたが、十分な説明になっていなかったことをお詫び申し上げます。 指定管理料については、基本協定書の規定のとおり、「条例改正や物価水準の変動により当初合意された指定管理料が不適当となったとき」に該当となりますので、市と指定管理者が協議して決定することになります。
13 ②	所管課から意見を求められた6月時点案には「冷暖房料込み」の料金提示でしたが、今案には単価減額などの見直しも殆ど微調整程度のまま「冷暖房利用の場合30%の料金加算」に変更となっております。あまりにも前提条件がちがいます。 ・単価算出の際、当初からランニングコスト(物件費など)が反映されているとの理解でした。従って今案には、冷暖房料の2重加算の懸念があります。 ② ・単価算定根拠となる積算表の閲覧を希望します。 ・冷暖房利用の有無を利用者様による判断とするのは省エネ推進や市環境基本計画の観点から賛成です。 ・残念ながら単価減額見直しが難しく、改めて冷暖房利用料込み制採用となる場合には冷暖房を使用しなかった利用者様に減額等のメリットがあるような工夫をお願いします。	単価算定根拠の資料については、別途提供いたします。 冷暖房料について、ご指摘のとおり、省エネ推進の考えや使う人と使わない人と負担のあり方、時間単位の料金設定をすることで、現在より、負担額が下がる事例が見受けられたこと、施設の維持管理経費に対する利用者の負担割合が20%程度であることから、冷暖房料については、従来と同様に徴収することといたします。
13 ③	当センターのホール、アトスペース、データスペース利用については1年前からの予約申込みを受け付けている(セミナー、スタジオ等も控え室として同時予約可能)。 7月10日現在すでに現料金表を基にした見積りにより8団体に許可証を発行済である。 今後も順次申込書を受理するが、既許可者には料金改正について事前説明を行っていない。 ③ 消費税率改正に伴う変更はご理解いただけたとしても、今案の大幅な増額変更案は利用者の当初計画そのものに大きな影響を及ぼすものである。 ・少なくともパブリックコメントによる今案提示以前の許可証発行者には救済措置が必要ではないか 案:令和2年3月末時点の利用料金表と同年4月以降の料金表の選択適用	料金改定施行前の令和2年3月末日までの予約については、料金改定前の規定を適用することとし、条例附則でその旨を規定します。
13	単価算定の根拠となる当センターのランニングコスト等、積算表の閲覧を要望します。	算定根拠資料を別途提供いたします。

④	・原価計算の根拠となる大切な数値であり、特に当センターの場合、図書館とのコスト按分割合について確認させていただきたい。 ・当センターには「まちなか美術館」としての機能も併設しており900点以上の美術品の保管、管理、常設展示費用など適正化基準の対象外となるコストや施設面積を有することから、料金原価計算時に考慮されていることを確認させていただきたい。	
13 ⑤	減額対象要件について(貸し室等施設利用の場合であり、公演チケット購入等は除く) ・是非、市内特別支援学校生徒、及び市内高校在学生徒までを含めた減額措置を提案します。 すでに南砺福光高校の統合が決まり、令和4年度には南砺市内高等学校が南砺福野、南砺平のみとなります。対象者確認は制服又は生徒手帳等で可能です。収入の面において高校生は中学生と何ら違いのない生徒であり、むしろ音楽、アート、芸能、文化発信の場とする当センターの立場では大いに来館願いたい南砺市の未来に繋がる世代です。是非、対象範囲に含めていただきたく検討願います。	受益者負担適正化基準では、減免の標準的な取扱いについて、「子ども」は小中学生、「高齢者」を70歳以上とし、必要最小限として設定しております。 減免することによる収入の減少は、市民の税金等で補う必要があることから、ご理解をお願いします。
13 ⑥	減額・免除対象について(貸し室等施設利用の場合であり、公演チケット購入等は除く) 適正化基準案には→「3区分のほか、団体利用の場合、構成員の半数以上が要件に該当した場合に対象とする。」となっております。 ・団体利用→予め、市への申請により団体が登録され、当方でも一覧確認できれば対応可能です。登録団体以外の団体利用減額は現時点で想定できません(理由は下段のとおり)。 ・障がい者区分→対象者、介助者免除につきましては、きちんと対応したいと思います。 下段2区分は個人個人の確認方法が基準案に未記載であり利用者様や現場双方の混乱を招きます。 ・高齢者区分→利用日毎に集まる人たちの年齢や住所確認は容易ではありません。 ・子ども区分→日頃身分証を携行しない人たちの住所確認方法?(制服着用なら可か)。 現時点では、煩雑な事務が増加予想される今案に対して指定管理者側へ何ら対応協議も無く困惑しております。 ・利用者様や受付現場が混乱しない明確な確認手段と対応手順が示されないまま、簡略な減額区分提示のみでの今案決定先行には現場責任者の立場で反対です。	減免対象団体については、利用者、施設管理者が混乱しないよう、どの団体が対象となるかの明確な基準を設けるよう、指定管理者等、関係方面と協議中です。どの施設でも同様のサービス、手続となるよう調整検討を進めます。
13 ⑦	減額・免除について適正化基準案には→「3区分のほか、団体利用の場合、構成員の半数以上が要件に該当した場合に対象とする。」となっております。 このことにより、従来までの社会教育団体、体育団体、NPO等の減免適用継続には厳しい新基準設定となります。 ・減額、免除についての基本的な考え方については理解しておりますが、あまりに急激な措置(現在50%→次年度からただちに0%)では団体運営計画に影響大となります。 ・当センター運営にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。 ⑦ 事例減免団体利用実態(平成30年度分) ヘリオスホール 81件中→20件 9団体 アートスペース 117件中→33件 11団体(うち6団体はデータスペースと連結利用) データスペース 75件中→20件 6団体 ・現在登録されている減免団体については、例えば、激変緩和申請等があれば減免率をせめて2段階とするなどの激変緩和措置を取っていただきたい。	今回の改正により新たに減免となる団体があれば、使用料への影響を考慮して指定管理料を調整する必要があります。 ご指摘のとおり、現状、多くの団体が減免を受けていますので、必要最小限なものとして設定させていただくことをご理解願います。
13 ⑧	文化会館(特にホール或いは展示室利用)における帯料金制の合理性 今案では帯料金制から1時間単位での利用を可能とする案とのことで大変驚いております。 ・当センターを運営する立場では、はっきりとした半日、1日等単位での利用申し込みを大前提としています。 ・一般の貸室利用のみであれば清掃員のシフト工夫で何とか時間単位制にも対応可能と思われますが、特にホールや展示室利用の場合、利用者のイベント内容に合わせた物品の準備、必要人員の手配、配置、後片付けまで、計画に沿って当方でも事前対応する必要があります。 ⑧ ・現在、当センターでは舞台や音響、照明の各専門オペレート人員は委託契約です。又、その補助や展覧会での受付や展示品保全等を「研修、訓練を受けた有償ボランティア」であるクルー&フェイスが担っております。半日という最低単位保証により可とか必要人員を確保できているものです。 ・近年の人手不足時代にあっても、上記のとおり市の直営時代からの運営スタイルがもっとも利用者ニーズに応える体制であると認識して、指定管理者運営となった今も堅持継承しております。	負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めているものです。1時間あたりの単価を設定したことで、帯時間分(3.5時間)支払っていた貸室が2時間分の支払いで済むなど、利用者によっては料金が下がる場合も想定されます。 ホールについては、長時間の占用となることから、帯時間と時間単位の併用が現実的と思われます。

	・一般の貸室ならば 1 時間単位制も可能と先に述べましたが、ホールや展示室予約の際、各貸室も控室として 1 年前から予約可能であり同様に時間帯料金制が採用されております。つまり、当センターの建築初期から利用者様がホール事業やアート事業をしっかりと展開できる仕組みが整っていたものです。 ・以上、指定管理者として当センターを管理運営する立場では現行の時間帯利用料金制を堅持するものです。	
13 ⑨	その他考慮すべき事項(市民以外の利用に係る費用負担、原則基本料金の 1.5 倍)について ・従前より営業等利用目的の事業者様の場合は、所在地確認により適正に加算請求しております。 ・しかしながら、単に利用者団体、個人となれば原則、来館者様全員に住所を確認する必要があるため現実に対応は無理です。 ・従って、9 その他考慮すべき事項の①ただし書きにありますように、指定管理者として市との基本協定に基き、今後も文化会館としての有効利用や利用促進に努めるものとします。また、広域連携の観点から見ても隣接する砺波、小矢部両市の主たる文化会館が市外一般利用者料金を別立て設定しておりません。 地域の垣根を払い広く文化交流を推奨することが重要な設置目的である証左です。 ・以上のことから文化会館としての設置目的や性質上、営業利用目的の事業者様以外は現行のとおり市外利用者料金設定は適当でないと考えております。	市民以外の方の使用料の設定について、公共施設使用に係る受益者負担の適正化基準では、1.5 倍を上限と定めているところです。個々の施設で市外からの利用者数に違いがあり、屋内グラウンドのように市民の利用に影響が出ている施設や、市外の方に利用いただくことで多くの利用料金収入を得ている施設もあるのが現状です。施設の利用状況や市外利用者の実態に応じて、関係各方面と協議し必要があれば設定すべきと考えます。
14	私達の団は設立以来文化センターを拠点に 30 余年活動が続けてきました。 今回部屋の使用料がアップすることと、減免が受けることが出来なくなると聞き、驚いています。 減免が受けられないと、今までの実質 3 倍の使用料が掛かることになり、大きな痛手となります。 スカウトと共に、今後も文化センターで活動続けたいと願っています。 地域の子供達を応援して頂きたく、私達の活動に賛同して下さる事をお願いし、減免措置を今後も受けられるようご配慮下さいませようお願いします。	受益者負担適正化基準では、減免の標準的な取扱いについて、「子ども」は小中学生、「高齢者」を 70 歳以上とし、必要最小限なものとして設定しております。 減免することによる収入の減少は、市民の税金等で補う必要があることから、ご理解をお願いします。 ご意見のあったガールスカウトについては、メンバーの多くは、小中学生とされますことから、減免の対象になると考えています。
15	オカベ・ホクタテ共同体が指定管理を受け 5 年目を迎えています。この間適切な指導ご支援を賜り感謝申し上げます。 さて、公共施設利用料の改正について先日説明会に参加し、いくつかの質問やお願いを申し上げましたが、今一度当センターの意見を申し上げます。 1、利用料について 文化センターのホールを除けば、井波社会福祉センターと同じ会議室や研修室の貸館施設で、利用団体も活動内容によって交互に両施設を利用しています。 今回の改正が社会福祉センターを除外することで、改正される施設とそうでない施設の利用料格差がさらに大きくなり、特に 1.5 倍になる当文化センターの利用者が福祉センターに流れていく事は確実。 指定管理以来毎年利用回数、利用人数、利用料金も右肩上がり推移してきたが、改正後利用者の激減が予想され大変不安です。 ①改正するなら市内施設全体を対象にすることを要望します。 ②また、一度に 1.5 倍に値上がりする事は利用者にとっては大きな負担、改正されたとしても、1.1 倍以内で数年かけて実施する方法を取っていただきたい。 ③1 時間当たり単価が設定されると、利用団体が時間から時間に追われることで十分な練習ができないと同時に、予約段階で時間単位なので準備時間の誤解や、急遽延長や時間短縮が行われることで利用者間のトラブルや事務の処理が煩雑になる恐れがある、また、県内公立文化施設協議会の施設にも無く、特に文化ホールにはなじまないもので設定しないことを要望します。 2、減免について 文化施設利用者はすべて団体で、1 人で利用することはありません。ゆえに、高齢者(年齢確認)や障がい者(障害手帳確認)が半数かどうか、何人が利用しているか確認することはできません。 現減免団体が対象から外れれば、利用料も 3 倍以上になります。 ①現状の団体減免を継続していただくよう要望します。 3、その他 ア. 現在は営利目的で施設を利用する場合、市内 1.5 倍、市外 2.0 倍となっているが、改正では市外・市内とも 2.0 倍となっているが、その理由を教示願います。 イ. 公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準の中で、9、その他考慮すべき事項①市民以外の利用についての中で「市外利用者の料金設定が適当でない場合は、」の適当でない場合とはどのような事を指すの	①今回の対象施設は、広く市民の利用に供される体育館・文化センター・公民館等の施設で、利用の対価として使用料を徴収する施設を対象としています。 ②維持管理経費に対する利用者の負担割合が 20%程度であり、利用者には応分の負担をお願いする必要があると考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで 5.6 倍の施設があり、激変緩和措置として 1.5 倍を上限としました。 ③ホールについては、帯時間での運用と延長した場合の時間料金の設定が現実と考えています。しかしながら、貸室については、2 時間しか使わない利用者に対し、帯時間(3.5 時間)分の料金を支払っていただくことには利用者の理解が得られないと考えています。 ただし、多くの利用者から同様の意見があれば、見直す必要があると考えます。 今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」(小中学生)、「高齢者」(70 歳以上)、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。減免することによる収入の減少は、市民の税金等で補う必要があることからご理解をお願いします。 ア. 営利目的で施設を利用する場合、市内 1.5 倍、市外 2.0 倍で変更はありません。 イ. 施設を運営する上で、市外の方が利用することで施設の有効活用や利用促進に支障を及ぼすような場合と考えています。

	か教えてください。 ウ. 料金改定の場合、システムの変更や印刷等に係る費用は市で負担していただきたい。 エ. 時間原価算出の為の数値根拠及び貸出可能面積について教示下さい。 オ. ヘリオスの稼働率の高さに驚いています。本当正しいのですか？ 終わりに、市内唯一の大型でオーソドックスなスタイルの文化・コミュニティ施設、井波総合文化センターの目的は「市民の教養及び文化の振興並びに生涯学習の増進を図り、より良い市民サービスの提供を目指す。」要示水準として先の「サービス水準の向上」となっており、指定管理者として取り組んでいます。 「教養・文化の振興・生涯学習」活動中の市民、今後利用いただくに明の皆さんが当センターを離れていかない様配慮願います。	ウ. 料金改定に伴う指定管理料の変更については、市と指定管理者が協議して決定することになっていますので、料金改定が決定すれば双方で協議することになります。 エ. オ. 積算は、指定管理者から提出される資料をもとに積算しています。積算資料については、提供いたします。
16	私たちは団体減免を受けて総会や役員会等に使用させていただいています。減免がなくなり、利用料も 130 パーセントも値上げということでしたら、すごく不満です。なお井波福祉センターは変更なしで、井波総合文化センターだけというのも納得できません。 一気に上げるのでなく徐々に値上げされるように希望します。	今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」(小中学生)、「高齢者」(70 歳以上)、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。減免することによる収入の減少は、市民の税金等で補う必要があることからご理解をお願いいたします。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が 20%程度であり、利用者には応分の負担をお願いする必要があると考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで 5.6 倍の施設があり、激変緩和として 1.5 倍を上限としましたのでご理解願います。 井波社会福祉センターの件は、社会福祉協議会にお伝えし、理解と協力を求めるべく取り組んでいきます。しかしながら、施設所有者が異なり、改正するかしないかは、社会福祉協議会の判断となりますので、ご理解をお願いいたします。
17	先に、南砺市文化芸術振興計画で、高らかに文化の振興や発展を歌いあげていますが、予算について今後削減を計画されています。 補助金が削減されていく一方で利用料が値上げされるという、両方から金銭面できびしい現実を突きつけられ、協会が存亡の危機に立たされているとは思えません。 また、福祉施設の利用料が変更されないようですが、利用者は我々同じ人が利用しています。片方だけが高くなれば安価な方へ利用が偏るのは必定ではないですか。 このような観点から、値上げには反対します。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。 また、今回の見直しは、市の施設が対象となります。 パブリックコメントでいただいた意見は、社会福祉協議会にお伝えし、理解と協力を求めるべく取り組んでいきます。しかしながら、施設所有者が異なり、改正するかしないかは、社会福祉協議会の判断となりますので、ご理解をお願いいたします。
18	私たちのグループは、毎年井波地域の住民が一年丹精込めた大菊の大輪を咲かせ地域の文化祭等に出品し大勢の皆さんから立派な菊としても見られて幸せやという声を聴き、一年頑張ってやろうと頑張っています。 菊を作る苦勞をわかるひとであればこんな無体なべらぼうな使用料の改定は行はずがありません。 他国の無能な指導者が今行っていることと同じ事を、日本国のそして来年には五万人を割り込む市がやることはありません。市長が無能な指導者であれば別ですが。グループの会費一年二千円たらずで助成金の削減なんてありえるわけがないでしょ。この、受益者等の話は、建物がいいまだ無い人々が考えていることで、市長がそれに加担しているにすぎず哀れな人間の考える程度の事だなと感じました。 今一度、改定数値の見直し。そして、こんな考え方がどこから出ているのか利用者へ今一度丁寧な説明を求めます。今後もこんな事があるようであれば、市に対して協力は出来ないものと考えていただきたい。小さい、声を市政に生かすこれが市長のやるべき事であると考えます。再考をよろしく。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。
19	私達のグループは体と頭を健康に保つ為に週に二度、文化センターを使用しています。文化センターは地の利も良く、駐車場も沢山あり設備も整っており、スタッフも親切で話易く感謝して使わせて貰っています。琴の練習に来るたびにホールや他施設等の情報も知る事が出来ます。実際にコンサートや演劇等も楽しんでいます。 さて先日施設使用料の改正について説明会に行きました。今年 10 月の消費税分のアップはあるかと思っていましたが、上げ幅の大きさに驚きました。一度に 1.5 倍とは常識では考えられません。又全体的な話で、新旧の施設毎部屋毎の具体的な資料もなく、内容が良く理解出来ませんでした。 値上げには絶対反対です。実施されるにしても何年かかけて実施して頂ける様願います。 又、団体減免も廃止される事を聞き驚いています。今まで減免を受けていた私達団体が、減免を受けられなくなった場合、その負担は大変大きいものです。文化センターでの活動が毎日を元気で過ごし、病院や薬のお世話になるのを減らしています。 是非今一度値上げの幅を少なめにさせて頂けるようお願い致します。 又、井波社会福祉センターの変更がないのは、おなじ地域の利用者として不公平を感じます。 値上げ幅が大きいと、今まで楽しんでいたコンサートや演劇等も来なくなるのではと、心配になります。大幅値上げは、市民の健康増進の為	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。 今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」(小中学生)、「高齢者」(70 歳以上)、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。減免することによる収入の減少は、市民の税金で補う必要があることからご理解をお願いいたします。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が 20%程度であり、利用者には応分の負担をお願いする必要があると考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで 5.6 倍の施設があり、激変緩和措置として 1.5 倍を上限としましたのでご理解願います。 今回の見直しは、市の施設が対象となります。 パブリックコメントでいただいた意見は、社会福祉協議会にお伝えし、理解と協力を求めるべく取り組んでいきます。しかしながら、施設所有者が異なり、改正するかしないかは、社会福祉協議会の判断となりますので、ご理解をお願いいたします。

	のプレーキになり施設の収入減につながるだけで、デメリットの方が大きいと思われます。今一度再考頂き、南砺市民が南砺市に感謝出来る様お願い致します。	
20	私たちのグループは、文化センターと井波社会福祉センターの両方を毎週曜日によって、利用しています。 今回の改訂で文化センターの利用料が1.5 倍に、福祉センターは変わらないと聞き、驚いています、昔から地域で均衡を保ちながら施設の利用をしてきましたが、一方だけのアップでは、格差が出て不公平に思われます。 この際、全施設を対象とし、不公平にならないよう整備をお願いします。 又、私たちのグループは毎週文化センターを利用し、年に一度大ホールで発表会を行ってももちろん発表会の前にはリハーサルも行っています。 今回の施設使用料の見直しによると、大ホールが1.3 倍、エイトホールが1.5 倍になることで、年間になると大変大きな負担(年間 12 万円→24 万円)となります。 設備の関係上、他の会館での発表会はできません。 一気に変えるのではなく、10 年かけて、徐々にアップする方法はとれないでしょうか。 切に要望申し上げます。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。 今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」(小中学生)、「高齢者」(70 歳以上)、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。減免することによる収入の減少は、市民の税金で補う必要があることからご理解をお願いいたします。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が 20%程度であり、利用者には応分の負担をお願いする必要がありますと考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで 5.6 倍の施設があり、激変緩和措置として 1.5 倍を上限としましたのでご理解願います。 井波社会福祉センターの利用料金ですが、社会福祉協議会にお伝えし、理解と協力を求めるべく取り組んでいきます。しかしながら、施設所有者が異なり、改正するかしないかは、社会福祉協議会の判断となりますので、ご理解をお願いします。
21	私たちは毎週和室とエイトホールを利用しおさらい会を行っています。 今回利用料が 1.5 倍ほどの値上げ改訂にあわせ、団体減免も廃止されると聞き大変驚いています。 私たちの負担は 2～3 倍になるなら、利用回数を減らし負担を抑えなくてはなりません。 文化活動の維持に支障をきたす恐れが十分あり、絶対値上げには反対です。 一方、井波社会福祉センターの利用料は変わらないと聞いています。 井波地域は両センターを使う団体も多く、改正によりより大きな差が出ることで文化センター利用団体が減少することも懸念されます。 市は文化活動を推進すると良く言われますが、今回の改正は真逆ではないでしょうか。 利用していない人たちの負担を考えての改正と説明されていますが、活動を衰退させる行動(非協力者)人、活動に逆らっている人、市は本当に活動を推進するのなら、現在活動している人や団体を優先すべきだと思います。 市は真摯に文化活動に取り組んでいる人々が、活動しやすい行政運営をしていただきますよう心からお願い申し上げます。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が 20%程度であり、利用者には応分の負担をお願いする必要がありますと考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで 5.6 倍の施設があり、激変緩和措置として 1.5 倍を上限としましたのでご理解願います。 文化活動の振興につきましては、総合計画等に基づき引き続き推進していきます。
22	私達のグループは年に一度の発表会を目標に文化センターの創立と共に歩んで参りました。 今回の公共施設利用料改定はやむを得ない実情とは存じますが、会員相互が経費を出し合って頑張っている私共には、急な会場費の値上げとなると戸惑いはかかせません。 市内他所のどこよりも施設・備品が整い、舞台照明にもとても満足しています。 そして、職員の皆さんの対応にも優しさと思いやりがあり感謝でいっぱいです。 この先どれくらい続行できるかは解りませんが、段階的な措置を望んでいます。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が 20%程度であり、利用者には応分の負担をお願いする必要がありますと考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで 5.6 倍の施設があり、激変緩和措置として 1.5 倍を上限としましたのでご理解願います。
23	私は年金生活者で、楽しみのため井波文化センターを利用しています。 昨今の物価の値上げや消費税率のアップなど私たちの生活をおびやかすことばかりです。 その上、センター利用料の値上げまでやられると生活そのものがだんだん苦しくなっています。 老後の楽しみを奪わないでいただきたい。利用料の値上げには大反対です。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。
24	文化センターは、心身の健康作りのため教養講座や趣味の会などに利用しています。元気でおれるのもこのような場があるからです。 利用料は主催者の負担ですが、いずれ参加者に付けが回ってきます。 市は健康寿命の対策をされていますが、住民が自分の意志で自分のお金で主体的に活動することがその対策の一翼を担うものです。 文化活動は芸術を極めるものでありますが、そこには人や地域との繋がりが、人としての成長があり、その地域・人々は活発で元気でいます。 健康寿命の直接事業を起こすことの予算に囚われることなく、場を提供することで健康寿命に貢献する事業と考えて下さい。縦割り行政から部を超えた行政施策をお願いします。 利用料の据置きをお願いします。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。
25	文化センター使用料 1.3 倍、1.5 倍アップされると聞きし驚いている。 私達は文化センターの枯落し第 1 回から使用させてもらっています。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設

	30年間会員数も1/3に減少している中、踊りの文化を伝承している者として、まだまだこれから百年時代に頑張ろうとしている合言葉、ホール使用、施設のアップは止めてほしいにつくる。地元の人の使用には今まで通り登録制度等をぜひ残して頂きたいです。 人が集まると言うことは地元の活性、施設の活性に繋がるのではないのでしょうか。値上がりにより使用のない文化センターは地元の活性につながりません。値上がりにより使用料が上がれば個人負担が大きくなり使用をする頻度を考えるのでアップは1割程度にとどめてほしい。 年に1度メモリアルホール発表会に行っています。勿論発表前には打合せ4回ほどリハーサル、舞台練習も含めて4回使用しています。値上がりをされるにも10年間かけて徐々に値上げする方法等考えてほしい。みんなの夢を考えて！	の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が20%程度であり、利用者には自分の負担をお願いする必要がありますと考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで5.6倍の施設があり、激変緩和措置として1.5倍を上限としたのでご理解願います。
26	井波文化センターを利用してあります。 特に、11月の文化祭には毎回参加しております。 先日、文化協会の会合で文化祭の施設使用料が倍以上になるとお聞きして大変驚いております。 文化協会設立以来、高齢者に偏りがちな文化祭に若い人達がどうしたら参加して下さるか、協会員・センターのスタッフの方々と毎年工夫を重ね、手作りの文化祭をとコツコツと積み上げて来たところです。昨年は、その甲斐あって子供さんたちが店員をしている喫茶店や体験コーナーが増えてきました。この文化祭を今年はもちろん来年も再来年もずっと続けていきたいと切に願っております。どうか、もう一度協議していただけますようお願い致します。 このままでは、会員の負担増に伴い会員減となり一人当たりの負担額が二倍どころか三倍四倍になりかねません。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要がありますと考えています。 今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」(小中学生)、「高齢者」(70歳以上)、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。減免することによる収入の減少は、市民の税金で補う必要があることからご理解をお願いいたします。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が20%程度であり、利用者には自分の負担をお願いする必要がありますと考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで5.6倍の施設があり、激変緩和措置として1.5倍を上限としたのでご理解願います。
27	税金(公費)を投入し運営する施設において、利用者と未利用者との「負担の不公平」を解消することは大変重要なことと考えます。 福光福祉の家「光龍館」は、高齢者のための施設であり「概ね60歳以上の方」が利用対象です。 高齢者を対象とした施設の場合その多くの利用者は、年金生活者であると考えられます。 このような経済弱者に自分の負担を求める時、その負担割合の決定が非常に大きな要因となります。 原価の高騰による負担の増加は自然増といえますが、負担割合の決定は慎重に行うべきものと考えます。 負担割合についての情報がありませんが、「専用利用」という観点から負担割合100%ということも考えられます。 今回、提示されました改正(案)におきましては、カラオケ利用料金が現行の300円から500円と1.67倍となっており、利用者の負担が大きすぎるのではないのでしょうか。 具体的には、現在、火曜日の午前中(9:00～12:00)に3時間カラオケを利用される方がおられます。 入館料300円とカラオケ利用料900円の合計1,200円で午前中を楽しんでいらっしゃると思いますが、改定後は入館料400円とカラオケ利用料1,500円の合計1,900円となり、毎週利用しようとする負担が大変大きくなり、利用を控えて利用者減少、利用時間が低下するのではないかと危惧いたします。 下記参考に示しますとおり平成30年度の状況では、直接経費(リース代)のみでみても、現行の300円は原価割れとなっています。このことから料金改定(増額)は必要です。 人件費や電気料を加算した場合の計算はしてありませんが、カラオケの利用料金は400円程度が適当ではないかと考えます。 参考 カラオケリース代 30,240円×12月＝362,880円 30年度利用時間 1,083.5時間 1時間当たり 334.91円	施設利用料に加えて、カラオケ設備に係る経費を追加して設定させていただくものです。利用者の意向によって使用に供され、個別に経費が発生する付帯設備・備品等の使用料の基準に基づき、市場動向を鑑みて決定しています。今回の設定は、1部屋あたりの利用料金であり、利用人数が多いほど一人当たり料金が安くなることを考えると、妥当な設定と考えています。
28	これまでスポーツ関係者から利用料を1時間単位でお願いしたいと何度も要望してきた経緯がありましたが、いつも行政側で「それは出来ない。」との一点張りの回答であったと聞いています。 今回、ようやく1時間単位での利用料が提示されてとても良かったと思います。 半面、「午前」「午後」「夜間」「昼間」「昼夜間」「全日」の帯単位の料金表がなぜ必要であるのかが分かりません。この帯単位の料金表も「9時から12時まで」「13時から17時まで」「18時から21時30分まで」など、12時から13時と17時から18時までの料金が抜けています。これが利用者や指定管理者にとっては非常に分かりにくいです。なぜこのような一部の時間帯が抜けた帯単位の料金表が必要であるのかご教授願いたい。 照明代金は別途必要となりますし、1時間単位だけの料金表だけでは不十分なのかもご説明いただきたいです。	今回の料金改定にあたっては、適正化基準で算定した単価を現条例の料金表区分に当てはめた上で、1時間単位の単価を新たに設けました。 そのため、既存の帯時間における「昼間・昼夜間」帯の各1時間、「全日」帯の2時間分の料金徴収についての根拠を新たに定めるものではありません。 帯時間は、長時間利用に対し割引した料金設定を行なうものであり、多くの利用者から時間単位でのみの設定を希望する意見があれば見直す必要があると考えます。

	子供からお年寄りまで使用する施設ですので、単純明快な料金表であるべきだと思います。	
29 ①	1 整備条例を提案する目的について、市当局の説明が混乱しています。これまで当該提案を説明してきた市の行政改革担当は、この目的は「利用者と未利用者の公平性を保つこと」であり、具体的には「基準を策定して受益者負担を適正に実施すること」だとして、「財政的な改善は目的でない」と明確に説明されてきました。 ところが、このパブリックコメントの説明会では、市の財政担当が参加されるや、近年の市財政の赤字収支、30 年間で公共施設の床面積を半分にする公共施設再編計画が冒頭に説明され、そしてその第一の原因は「公の施設の利用者が適正な負担をしていないからだ」と断じ、それを是正するための当該提案であるという説明がなされました。 提案の根本を成すその目的ついて、その場によって是非までを入れ替えて使い分ける市の説明には、困惑ではなく呆氣にとられる時間を過ごしました。 仮にもパブリックコメントの説明会という、主権者たる市民への説明機会に際しては、お忙しいのしょうけれども事前に関係部署間で必要な調整を図り、これまでの説明に修正が必要であればそれに問題意識を持って冒頭にイクスキューズするなど、行政として誠実で分かりやすい対応をお願いします。改めまして、当該提案が財政的な改善を目的としているのかについて明確にさせていただきたく、市当局の認識をお尋ねします。	今回の公共施設利用に係る受益者負担適正化基準の策定主旨は、利用者と未利用者間の負担の公平性を保つためのものであり、基準の策定に伴い適正な負担を求めていくことにあります。 説明会では、受益者負担適正化基準の策定による使用料の見直しの背景として、南砺市の現状を説明した上で、現在将来に向けて取り組んでいる公共施設再編などの行政改革の取り組みを紹介・説明させていただいたものです。
29 ②	2 当該提案の説明及びその資料には用語の混同があり、それが原因と思われる市の志向についてお尋ねします。 (1) 『公共施設』と『公の施設』との混同 ア 今回市が提案する整備条例の標題に掲げられた『公共施設』の用語は、「公共事業により供給される施設」として物・建物を意味し、ここで当該提案が対象とする交流センター、公民館、文化施設、体育館、グラウンド等の福祉サービスを指す用語は、それとは本質を分けるものとして地方自治法第244条に「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設」と定義される『公の施設』を正確に用いるべきではないでしょうか。市当局の認識をお尋ねします。 イ この不穏当は、国語的には問題にならない表記上のわずかな違いですが、前述のとおり法規上は明確に区別されており、条例の改定たる重要な法務提案に及んでこの様に初歩的な用語の混同が生じていることについて、市はこれら『公の施設』が市民生活に直結する福祉サービスであるとの本質を尊重することなく、これを単純に『公共施設』とだけの認識から、その維持管理費負担に善後策を必要とする『負動産』に貶め、当該提案をしているように危惧されます。そのような市の志向から懸念される疑問についてお尋ねします。 本パブリックコメントの趣旨では、現在の『公の施設』において「施設の維持管理費が利用者負担の使用料で賄いきれない」ことをもって、直ちに「税金で補填されており」「利用者と未利用者間に負担の不公平が生じている」と断じていますが、現行は市が責任をもって行われてきた行政そのものです。 ○ 何故この『公の施設』たる福祉サービスへの公費支出だけを差別して、今このような反省をしておられるのでしょうか。責任者として回答ください。 ○ 何故この『公の施設』たる福祉サービスへの公費支出だけを差別して、最大3倍にも及ぶ使用料の値上げを、提案から8か月後には実施するという、限度を超えた受忍を利用者に強要する必要性は何でしょうか。責任者として回答ください。	今回の適正化基準に伴う使用料改正は、広く市民の利用に供される体育館・文化センター・公民館等の施設で、利用の対価として使用料を徴収する施設を対象としています。公共施設の「公の施設」としての性質のご意見をいただきましたが、市民にわかりやすい表現を用いていますのでご理解をお願いいたします。 今回の改正の目的は、適正化基準の結びにも示しておりますとおり、施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人がある中で利益を受ける方には利益に応じた適正な負担をお願いすることで不公平感をなくし、受益者負担の歳入を活かす事でサービスの向上を図るため、定期的な見直しを行っていく中で効率的な施設の管理運営や事務効率化、コスト削減、利用者増に向けた努力を続けながら、より一層の適正化を目指すためのものです。 また、適正化基準の策定にあたっては昨年度当初から先進地事例の比較検討、資料収集、素案策定に取り組み、同 12 月には指定管理者等に対し素案の内容等に協議検討を求め、議会に報告し、パブリックコメントを行うなど、所定の手続きを経ております。 施設の維持管理経費に対する利用者の負担割合が 20%程度であり、応分の負担を求める必要があると考えています。最も大きく上がるころでは 5.6 倍の増となる施設があり、激変緩和措置として 1.5 倍を上限としましたのでご理解願います。
29 ③	(2) 『使用料』と『利用料金』との混同 当該提案は、先に策定された「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準」(以下「適正化基準」と書きます。)の運用と密接に関係していますが、説明会で標記の混同が確認されましたので、質問の形で指摘させていただきます。狭義に指定管理者の権限を見ると、平成 15 年の地方自治法改正に伴い、地方自治法第 244 条 2 項括弧書き及び同法 244 条の 4 第 3 項により指定管理者は、行政処分である「施設の使用許可」を行うことができるようになりましたが、それ以外の公の施設に関する処分権限である『使用料』の減免は行うことができません。この場合において指定管理者は、『使用料』の減免は、権限を有する市が事前に示した判断基準(今回市が定めた「公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準」(以下「適正化基準」という。))に従って、市の事務委託業務として『減額使用料』を収納することになります。 ただ、南砺市における指定管理者制度は、各種条例により利用料金制を採用しており、『利用料金』は公の施設の『使用料』に相応するものではありませんが、地方自治法 225 条の適用を受けない私的な債権であり、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定義されているものです。この場合において指定管理者は、条例の定めにより『利用料金』の減免を行うことが	今回の適正化基準は、使用料について規定した上で、指定管理者による利用料金制度導入施設については、「基本方針に基づく利用料金の上限を設定すること」としておりますので使用料と利用料金を混同して取扱うものではありません。 また、対象施設の減免の取扱いについては、各施設条例の施行規則等で「市長の承認を受けて定めた基準」の内容について規定しており、今回の適正化基準に準じた適用について、指定管理者等に求めるべく協議整理を進めてまいります。

	でき、南砺市井波総合文化センター条例第 14 条、南砺市体育施設条例第 12 条等々に「指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し又は免除することができる。」と規定されています。 ここで、この「市長の承認を受けて定めた基準」と「今回市が定めた適正化基準」とを、更に市担当者が混同されていましたが、南砺市井波総合文化センター条例第 14 条、南砺市体育施設条例第 12 条等々は明確に『利用料金』に係る規定であり、当該「基準」は指定管理者が市長の承認を得て定める全く別のものです。したがって、 ア 今回提案の整備条例で「使用料」を改定したことをもって、「利用料金制度」を導入した指定管理者が管理業務を代行する施設について、利用者は当該「使用料」の金額で「利用料金」を支払うことになる。 イ 「使用料」を定めた「適正化基準」の規定により、当該基準に定めのない「利用料金」の減免は廃止された。 と説明することは、先ず誤りであり、次にその他いくつもの既定条例に抵触すると共に、行政による議会軽視の姿勢が疑われますが、市当局の見解をお尋ねします。 なお、おそらく市は適正化基準の策定について専門コンサルタント等に委託発注されたのでしょうか、市担当者の当該文言の混同とは別に、適正化基準『使用料』の規定として文言も統一され、それを規定する基準として完成しております。『適正化基準 9 その他考慮すべき事項⑤指定管理者による利用料金制導入施設の取扱いについて』には「指定管理者による利用料金制度を導入している施設については、基本方針に基づき『利用料金』の上限を設定することにします。」と、明確に規定されています。 当該提案の基礎となる『使用料』と『利用料金』、施設条例第 12 条の「市長の承認を受けて定めた基準」と「今回市が定めた適正化基準」について、市担当者には改めて峻別を確認いただきましたかお尋ねします。	
29 ④	3 当該提案の基礎となっている「適正化基準」について、説明会では「先にパブリックコメントを終え策定した」との説明がありましたが、この適正化基準の位置づけについて、市議会の決議を受けて規則とするのか、行政組織内の内規であるのか等々について教えてください。	受益者負担の適正化基準は、議会に報告し、パブリックコメントを経た上で、市が決定した受益者負担の適正化に対する基本的な考え方を示したものです。
29 ⑤	4 今回市が提案する整備条例は、公の施設たる福祉サービスの利用料金について、最大 3 倍となる改変を、その提案から 8 か月後には実施しようとする、これまでの市政の常識から乖離した異常なものになっています。 これは、適正化基準には、激変緩和措置として「現行使用料の 1.5 倍を超えない範囲にとどめることを原則とします」が規定されている一方で、これまで社会教育団体について適用されてきた 1/2 減免を廃止されることが大きく影響しています。 (1) これまで当団が受けてきた減免は、南砺市社会教育施設条例の規定に基づいたいわゆる条例減免ですが、今回提案には当該条例についての改定はありません。私の調べる限りこの条例について改廃等の議事は無く（何故か最近南砺市の例規集からネット検索ができなくなりましたが、手元に印刷物があります。）、適正化基準を当該条例に優越して適用するかのようなこれまでの説明について、条例違反や議会軽視に当たらないか、市当局の見解をお尋ねします。 (2) 適正化基準における激変緩和措置は、「本基準に基づき受益者負担額を算出した結果、使用料が従来の負担額にくらべて急激に高騰することによる市民生活への影響が懸念されることがその趣旨であると規定されています。説明では当該措置は使用料単価を決定する際にだけ適用して、今回従来からの 1/2 減免を廃止することによる影響には適用されない様ですが、2 でお尋ねしたとおり適正化基準の位置づけを存じ上げませんが、法規等は定められた時点から提案者もまた遵守の義務を負うべきであって、明らかに当該趣旨に反する運用となっていないでしょうか。 当該提案は、公の施設たる福祉サービスの利用料金について、最大 3 倍となる改変を、その提案から 8 か月後には実施しようとする、性急なものであることから、当該趣旨に則り R2 年度は減免の廃止による使用料の引き上げも考慮して、「現行使用料の 1.5 倍を超えない範囲にとどめる」措置をお願いします。	対象施設の減免の取扱いについては各施設条例ではなく、各施設条例の施行規則等で「市長の承認を受けて定めた基準」と規定し、その詳細を各施設条例の施行規則で定めています。今回の適正化基準に準じた適用について、指定管理者等と調整中であり、実運用についても関係各方面との調整を進めてまいります。 また、減免は高齢者や障がい者など社会的弱者の支援や教育振興などの政策的配慮の観点から実施するものであり、その対象は「子ども」（小中学生）、「高齢者」（70 歳以上）、「障がい者」等、必要最小限のものにする必要があると考えています。 減免による収入の減少は、市民の税金等で補う必要があることからご理解をお願いいたします。
29 ⑥	5 当該提案が対象とする公民館や文化センター等の「公の施設」に比べて、「福祉施設」や「学校施設」は、単純にその単語の一般的な概念から「公益性が高く市場性が低い」「必需性が高く選択性が低い」と安易に差別した簡易な図表を示して、公平な受益者負担には、「公の施設」における使用料の引き上げだけが必要で、「福祉施設」や「学校施設」については必要ないとの説明でしたが、別の質問者様からもご指摘があったように、実態として「文化センターのホール」と「福祉センターのホール」、又は「社会体育館」と「学校体育館」について、実質的な差異はなく、現在も当団ばかりでなく少なからずの団体は、相互の施設を併用・補完して活動しており、それらの差別が当然と説明されることについて、今回の提案	学校教育施設や南砺市社会福祉協議会の管理運営する施設についても、今回の適正化基準策定的主旨について賛同を求め、施設間における格差が生じないように求めていく必要がある事は認識しており、関係機関に理解と協力を求めていくべく、取り組んでまいります。 しかしながら、井波社会福祉センターについては、施設所有者が南砺市社会福祉協議会であり、改正するかしないかは、社会福祉協議会の判断となりますので、ご理解をお願いします。

	で高価となった「公の施設」の利用が激減し存続が危ぶまれる一方で、安価な「福祉施設」に利用が殺到するなど将来の混乱を予感します。これが、公平な受益者負担の在り方でしょうか。再考をお願いします。 今回担当職員は、当該提案については市民たる利用者に対し公平性の観点からこのように前例の無い規模の負担増の受忍を求めた一方で、「福祉施設、学校施設等々の利用料金を変更するには、また別の団体・機関との調整が必要となるから対象にできない」と正直ですが論外な説明をし、端的な縦割り行政による弊害について垣根を越えて調整する仕事の負担増を市職員がしないことにより放置される不公平については容認を求めました。 公平と不公平は、負担が市民にあるか市職員にあるかで語られてよいものでしょうか。本業務における市担当者の適正と、市当局の認識についてお尋ねします。	
29 ⑦	6 冷暖房費の考え方について 当該提案は、本パブリックコメントの趣旨にあるように、「受益の対価として適正な負担を求めていく」ことを理念としているとのことですが、これまで「受益の対価として」使用の有無に応じて使用料とは別に徴収されてきた暖房に係る費用（整理条例第17条3及び第18条3「付属設備の利用料金」に明記されたものを除く。）が、今回季節を問わず一律金額の使用料内に含まれるものに変更されています。 この変更の理由について別の機会に担当職員にお尋ねしたところ、「冷暖房費を分けて計算できるデータが無かった。」と正直に答えられました。これまで別料金で徴収されてきた冷暖房費は使用料に対し決して小さな比率のものではなく、これを手元にデータが無いからといって拙速に、必ずしも年間を通して利用する訳では無い個々の利用者から、全体を平均して冷暖房費を含めた一律金額の負担を求めることは、少なくとも「受益の対価の適正な負担」とは相容れません。「適正な受益者負担」を掲げながら何故こんなところが粗暴なものに変更されるのか、これは利用の実態を汲まない「早計」であり、冷暖房に係る費用は、これまでどおり使用料とは別に徴収するものとして算出していただけるようお願いいたします。	冷暖房料については使用料と別に徴収するものいたします。
29 ⑧	7 1 の回答で、当該提案が市財政の改善を目的としている場合にお尋ねします。 市財政の悪化が、当該提案のように最大3倍に及ぶ使用料の引き上げという大々的な市民の福祉サービスの切捨てを、性急に提案から8か月後に実施することが不可避であるまでに逼迫しているのであれば、このような施策よりも、市は政策の責任者として職員の大規模な人員整理や賃金抑制等の身を切る施策を断行するべきではないでしょうか。 説明会では、市財政の赤字収支については概略ながら数字で説明された一方で、当該提案による福祉サービスの切り捨ての代償として獲得する市財政への貢献額は数字を出されませんでした。本来、提案理由の説明としては大変奇異なことですが、おそらくこれは、説明会でも別の質問者様からも指摘がありました様に、最大3倍にも及ぶ使用料の引き上げを行えば、利用者が大幅に減少することは必定であり、果たしてこの施策が全体として市財政にどのくらい貢献するのかについては把握できないのだと拝察します。真に市財政の改善が急務であれば、当該提案の如き効果の未確定な施策に頼るのではなく、桁違いに実効性のある施策が必要ではありませんか。 今回の提案に係る市の説明について、その根底にある容認できない流れとは、市が失政と反省しておられるらしい「公の施設」の維持管理費の負担について、その無計画を利用者たる市民に押し付け、今は受益者と読んでその負担を受忍することは当然だと説明していることです。責任者たる市の人員整理等の実効性ある施策の計画は聞こえてきませんが、施策の順序はそれでよいでしょうか。市当局の認識についてお尋ねします。 当該提案が市財政の改善を目的としている場合、当然このような疑問が生じることになります。1での回答と齟齬の無いよう明快に回答ください。	今回の公共施設利用に係る受益者負担適正化基準の策定主旨は、利用者と未利用者間の負担の公平性を保つためのものであり、基準の策定に伴い適正な負担を求めていくことにあります。 また、市の人員整理等については今年度新たに第3次定員適正化計画を策定し取り組んでいくほか、公共施設再編計画の推進に向けた見直し等にも取り組んでまいります。
30 ①	サービスの性質による負担割合の設定において、「温水プール」100%、「テニスコート」、「屋内競技場」等75%、「体育館」、「グラウンド」等50%とした考え方についてもっとゆるやかな設定が必要である。	他自治体の事例も参考にしながら、市場性や必要性から、利用者と未利用者との負担割合を決定したものです。利用されていない市民の皆様の理解を得られる水準として、多くの市民が利用する体育館や文化センターなどの負担割合を50%に設定しております。
30 ②	減免に関する標準的な取扱いにおいて、教育振興など政策的配慮の観点から実施すべきとあるが、文化、スポーツ振興に対する政策的配慮も考慮すべきであり、減免するように求める。	教育振興や文化振興等については、引き続き、総合計画等に基づき、それぞれの所管課において取り組んでいきます。 今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」（小中学生）、「高齢者」（70歳以上）、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。 利用者の多くを減免対象とすることは、その減収分を利用者の利用料金に上乗せするのか、税金で負担するのか、ということになり、今回の改正の目的である負担割合の是正が図れないこととなります。

30 ③	激変緩和措置の設定で、原則として現行の 1.5 倍を超えない範囲としているが、1.3 倍でも負担が大きいのと考えるが、1.5 倍では、負担が大きき市民の理解が得られない。	維持管理経費に対する利用者の負担割合が体育施設で 14%、文化センター等で 21%程度であり、受益者の負担割合として設定した 50%とはかなりの差があり、利用者には応分の負担をお願いする必要があると考えています。最も大きく上がる場所では 5.6 倍の増となる施設がありますが、値上げ幅が大きすぎるため、原則として利用料金の上げ幅の上限を 1.5 倍とする激変緩和措置を設定しました。また、類似貸室間の平準化を優先し、上げ幅が1.5倍を超える場合がありますのでご理解願います。
30 ④	パブリックコメントの募集期間に市民説明会を行ったが、市民にしっかりと説明し理解を得て、条例に対するパブリックコメントを募集すべきと考える。余裕をもったパブリックコメント募集期間の設定が必要であると考ええる。	パブリックコメントについては、市の実施要綱に基づき、広報紙等でも周知しており、7月11日から30日の20日間で実施しています。 パブリックコメントや市民説明会での意見も踏まえて、議会と協議したいと考えています。
31	大幅な値上げと共に、減免制度もなくす提案では各施設において利用者の減少と団体の活動中止の予測しか立たない。地域の活性化問題や後継者育成問題に面している南砺市の文化振興にとって極めて消極的な効果に繋がる。 算定もされていない一時的な収入の増加という短期的なメリットより、長期目線のデメリットが大きいに違いない。市の財政が厳しく、スピーディーに動く必要があると深く理解しているが、利用団体の結成、育成、運営などは長年の苦勞で、この提案に対して調査とアンケートの時間を取って、指定管理者と共にメリットとデメリットをしっかりと調べるべき。	今回の改正の目的は、適正化基準の結びにも示しておりますとおり、施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人がある中で利益を受ける方には利益に応じた適正な負担をお願いすることで不公平感をなくし、受益者からいただく使用料を活かし、サービス向上に向けた見直しを行っていく中で、効率的な施設の管理運営や事務効率化、コスト削減、利用者増に向けた努力を続けながら、より一層の適正化を目指すためのものです。
32 ①	受益者負担の適正化基準という事で、「使用料算定方法の明確化」、「類似施設間の使用料平準化」を図るとありますが、各施設の使用料や運用については、指定管理者により差があるように思います。 7/23、7/25 の住民説明会でも各施設の指定管理者から運用方法について質問が出ていましたが、「詳しいことはこれから検討していく」というお答えでした。料金の公平性を保つことも大切ですが、利用方法などが施設によって差があるのは、公平と言えるのでしょうか。全てが同じ施設ではありませんし、完全に統一することは難しいかもしれませんが、ある程度基本的な運用方法(使用料以外の部分での利用方法等)を設ける必要があるのではないのでしょうか。	類似施設間で、運用方法が異なっていることは認識しています。施設管理者の運用方法が異なっていたのが原因と思われますが、統一的なものとなるよう調整すべきと考えています。
32 ②	また、現在、体育施設を定期的に利用されている方からは、令和 2 年 4 月からの利用料金がどうなるのかという質問が説明会で出ていました。回答は「各関係団体とで調整中」とのことでしたが、まだ見通しが立っていない状況で、令和 2 年 4 月から料金が変わるのであれば、利用者にとって大きな負担になると思います。 これについては、指定管理者制度の利用料金制度とも関連があると思います。受益者負担の適正化基準により、[指定管理者が市長の承認を受けて定めた利用料金]はどのようになるのでしょうか。よろしく申し上げます。	指定管理施設において指定管理者は、条例に規定する使用料の範囲内において市長の承認を受けて利用料金を定めることとしております。今回の改定はその上限額を定めるものですが、その実運用について関係各方面との調整を進め、スポーツクラブ会員特典としての料金設定についても検討の上、決定次第お知らせします。
33	私は、井波文化協会の役員の一入です。 今回の改訂で、今年で第 44 回の開催となる、井波地域文化祭時の利用料が、改定前は約 153 千円でしたが、当協会の試算で改定後は約 401 千円と約248千円の大増額となります。なんと262%に跳ね上がり運営が破綻してしまいます。 これは、改訂の方針である(1)原価計算方式による算定方法と(2)激変緩和措置の設定どおり、料金原価と負担割合に忠実に計算し、且つ現行使用料の 1.5 倍を超えない範囲で計算するものの、(3)減免に関する標準的な取扱を設定のところで減額(減免率:50%)対象から外された為です。文化祭への参加者の実態は、一部に障害者がおられますが、高齢者、子ども(小中学生)が殆んどです。 どうか、文化祭事業に対して従来通りの減免(減免率:50%)をお願いいたします。 そして、これからも「自分らしさの発見"こころ"の豊かさを求めて」というテーマに沿った有意義な文化祭を継続させて頂きたく、重ねてお願いいたします。	井波地域文化祭について参加者のほとんどが小中学生、高齢者、一部障がい者ということであれば、今回の受益者負担適正化基準に基づき、減免の対象として取り扱うことも考えられます。 あくまでも受益者負担適正化基準策定で目指すのは、公共施設使用に係る負担の公平性の確保であり、市民の皆さんによる積極的な文化芸術活動の推進については引き続き、総合計画等に基づき政策的に推進していまいりたいと考えています。
34	私は、将来を担っていく子供たちを育成するという観点で学習塾をしています。 こちらの施設は、小学校に近く生徒さんが通いやすいということで使わせてもらっています。 これからの地域の活性化を見込むには、人材を育成することは重要課題であると思います。 営利を追求していますので、利益が見込めない地域は、撤退を決めないといけないということになります。 地域住民にとって魅力ある文化センターはと聞かれたら、好きなものを近くで安く学んだり体験できることではないでしょうか。 私の場合はグループ企業なので、自分で勝手に月会費を値上げすることはできません。 すぐに1.5倍の使用料になれば赤字経営になるので、教室の一部は辞めざるを得ないと考えています。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要があります。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が 20%程度であり、利用者には応分の負担をお願いする必要があると考えています。今回の改定により、最も大きく上がる場所で 5.6 倍の施設があり、激変緩和措置として 1.5 倍を上限としたのでご理解願います。

	外部の人が仕事で使える施設が少ない地域ですから、なおさら使いやすさに焦点をおいて外部の人間を活用するというのもひとつだと思います。	
35	私達のグループは文化センターの開館と共に利用しています。年1回の発表会になりますと2回、3回と利用する回数も増えます。当時は会員も170名程いましたが年々減少してきています。人生100年時代となり少しの楽しみを(趣味)もって毎日を過ごしています。 今回の改正で減免が受けられなくなった場合の事を考えますと少々心配です。出来れば今後も施設備品の揃った文化センターを利用し、今後も続けていきたいのでアップの額は少なく団体の減免も考えていただきたいと思います。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要があると考えています。 今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」(小中学生)、「高齢者」(70歳以上)、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。減免することによる収入の減少は、市民の税金で補う必要があることからご理解をお願いいたします。
36	私達の会は年一回大きな発表会を文化センターで行っています。その為、練習会、リハーサル舞台練習など何回も利用させて頂いています。 今回の改正で文化センターの利用料が大幅に値上がりとなり、減免も受けられなくなるとその負担は2倍から3倍となり、大ホールやエイトホールの利用に關しての金額は相当大きくなります。 放送設備のそろった文化センターの利用を今後も続けていきたいので再検討いただきたいものです。	条例案は、負担の公平性の確保という観点から利用者に対して統一的な基準による適正な負担を求めていくものであり、値上げのための改定ではありません。施設の運営には、多くの税金が充てられており、利用者にも一定の負担をお願いする必要があると考えています。 今回の適正化基準策定にあわせて減免対象を「子ども」(小中学生)、「高齢者」(70歳以上)、「障がい者」とし、必要最小限のものに設定したいと考えております。減免することによる収入の減少は、市民の税金で補う必要があることからご理解をお願いいたします。 また、維持管理経費に対する利用者の負担割合が20%程度であり、利用者には応分の負担をお願いする必要があると考えています。今回の改定により、最も大きく上がるところで5.6倍の施設があり、激変緩和措置として1.5倍を上限としましたのでご理解願います。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

資料 1 - 2

◎福野体育館

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面(1時間)	8,400円	4,950円
				1/2面(1時間)	4,200円	2,480円
		無料	全面(1時間)	2,800円	1,650円	
			1/2面(1時間)	1,400円	830円	
		練習	全面(1時間)	2,800円	1,650円	
			1/2面(1時間)	1,400円	830円	
	1/10面(バドミントン1面・1時間)		280円	210円		
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	全面(1時間)	14,000円	8,250円
				1/2面(1時間)	7,000円	4,130円
		無料	全面(1時間)	8,400円	4,950円	
			1/2面(1時間)	4,200円	2,480円	
		練習	全面(1時間)	8,400円	4,950円	
			1/2面(1時間)	4,200円	2,480円	
スポーツ以外に利用する場合					28,000円	16,500円
施設個人利用（非専用）				1回	200円	
トレーニング設備(スポーツ相談室)		個人利用	1回	100円	—	
会議室1				120㎡(1時間)	1,130円	1,130円
会議室2				97㎡(1時間)	750円	930円
研修室1				78㎡(1時間)	750円	720円
研修室2				46㎡(1時間)	370円	410円
ホール				433㎡(1時間)	1,130円	1,440円
冷暖房設備(アリーナ)				1時間	8,380円	8,220円
照明設備(アリーナ)				1,100ルクス(1時間)	1,460円	1,440円
				1,600ルクス(1時間)	2,510円	2,460円

◎福野B&G海洋センター

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面(1時間)	2,520円	1,860円
			無料	全面(1時間)	840円	620円
		練習		全面(1時間)	840円	620円
				1/3面(バドミントン1面・1時間)	280円	210円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	全面(1時間)	4,200円	3,100円
			無料	全面(1時間)	2,520円	1,860円
		練習		全面(1時間)	2,520円	1,860円
	スポーツ以外に利用する場合				8,400円	6,200円
リフレッシュスタジオ				全面(1時間)	560円	510円
プール				1コース(1時間)	470円	310円
施設個人利用（非専用）				1回	200円	
ミーティングルーム				58㎡(1時間)	560円	410円

◎旅川体育館

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面(1時間)	2,520円	1,860円
			無料	全面(1時間)	840円	620円
		練習		全面(1時間)	840円	620円
				1/3面(バドミントン1面・1時間)	280円	210円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	全面(1時間)	4,200円	3,100円
			無料	全面(1時間)	2,520円	1,860円
		練習		全面(1時間)	2,520円	1,860円
	スポーツ以外に利用する場合				8,400円	6,200円
柔道場				全面(1時間)	560円	510円
剣道場				全面(1時間)	560円	510円
施設個人利用（非専用）				1回	200円	
トレーニング設備		個人利用		1回	100円	—
ミーティング室				21㎡(1時間)	180円	210円

< 公共施設使用料金新旧比較表 >

◎井波社会体育館

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面(1時間)	5,040円	3,690円
				1／2面(1時間)	2,520円	1,850円
		無料		全面(1時間)	1,680円	1,230円
				1／2面(1時間)	840円	620円
		練習		全面(1時間)	1,680円	1,230円
				1／2面(1時間)	840円	620円
				1/6面(バドミントン1面・1時間)	280円	210円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	全面(1時間)	8,400円	6,150円
				1／2面(1時間)	4,200円	3,080円
		無料		全面(1時間)	5,040円	3,690円
				1／2面(1時間)	2,520円	1,850円
		練習		全面(1時間)	5,040円	3,690円
				1／2面(1時間)	2,520円	1,850円
	スポーツ以外に利用する場合					16,800円
格技場				全面(1時間)	560円	510円
卓球場				全面(1時間)	560円	510円
スポーツスタジオ				全面(1時間)	560円	510円
施設個人利用（非専用）				1回	200円	
トレーニング設備		個人利用	1回	100円	—	
研修室				54㎡(1時間)	560円	410円
会議室				24㎡(1時間)	180円	310円
ホール				58㎡(1時間)	280円	190円

◎井波八乙女体育館

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面(1時間)	5,040円	3,690円
				1／2面(1時間)	2,520円	1,850円
		無料	全面(1時間)	1,680円	1,230円	
			1／2面(1時間)	840円	620円	
		練習	全面(1時間)	1,680円	1,230円	
			1／2面(1時間)	840円	620円	
			1/6面(バドミントン1面・1時間)	280円	210円	
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	全面(1時間)	8,400円	6,150円
				1／2面(1時間)	4,200円	3,080円
		無料	全面(1時間)	5,040円	3,690円	
			1／2面(1時間)	2,520円	1,850円	
		練習	全面(1時間)	5,040円	3,690円	
			1／2面(1時間)	2,520円	1,850円	
	スポーツ以外に利用する場合					16,800円
スポーツスタジオ					560円	510円
ピロティ					560円	510円

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎福光体育館

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面(1時間)	5,040円	3,690円
				1/2面(1時間)	2,520円	1,850円
		無料	全面(1時間)	1,680円	1,230円	
			1/2面(1時間)	840円	620円	
		練習	全面(1時間)	1,680円	1,230円	
			1/2面(1時間)	840円	620円	
			1/6面(バドミントン1面・1時間)	280円	210円	
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	全面(1時間)	8,400円	6,150円
				1/2面(1時間)	4,200円	3,080円
		無料	全面(1時間)	5,040円	3,690円	
			1/2面(1時間)	2,520円	1,850円	
		練習	全面(1時間)	5,040円	3,690円	
			1/2面(1時間)	2,520円	1,850円	
	スポーツ以外に利用する場合				16,800円	12,300円
柔道場				全面(1時間)	560円	510円
剣道場				全面(1時間)	560円	510円
卓球場				全面(1時間)	560円	510円
施設個人利用 (非専用)				1回	200円	
トレーニング設備		個人利用		1回	100円	—
会議室				69㎡(1時間)	560円	100円
ホール				126㎡(1時間)	560円	410円

◎利賀中村体育館、福光西部体育館、福光東部体育館、福光里山体育館、城端東部体育館、
福野南部コミュニティセンター、アクティブ東石黒、コミュニティ菅の山

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面(1時間)	2,520円	1,860円
			無料	全面(1時間)	840円	620円
		練習		全面(1時間)	840円	620円
				1/3面(バドミントン1面・1時間)	280円	210円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	全面(1時間)	4,200円	3,100円
			無料	全面(1時間)	2,520円	1,860円
		練習		全面(1時間)	2,520円	1,860円
	スポーツ以外に利用する場合				8,400円	6,200円

◎城端西部体育館、福野北部体育館、福野東部体育館、高瀬ふれあい体育館

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面(1時間)	1,680円	1,230円
			無料	全面(1時間)	560円	410円
		練習		全面(1時間)	560円	410円
			1/2面(バドミントン1面・1時間)	280円	210円	
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	全面(1時間)	2,800円	2,050円
			無料	全面(1時間)	1,680円	1,230円
		練習		全面(1時間)	1,680円	1,230円
	スポーツ以外に利用する場合				5,600円	4,100円
福野北部体育館	会議室		59㎡(1時間)	560円	410円	
	営農推進室		75㎡(1時間)	560円	410円	
	営農相談室		19㎡(1時間)	150円	100円	

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎福光総合グラウンド

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
サッカー場	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	1時間	3,660円	3,090円
			無料	1時間	1,220円	1,030円
		練習		1時間	1,220円	1,030円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	6,100円	5,150円
			無料	1時間	3,660円	3,090円
		練習		1時間	3,660円	3,090円
	スポーツ以外に利用する場合			1時間	12,200円	10,300円
野球場・ソフトボール場	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	1時間	3,660円	3,090円
			無料	1時間	1,220円	1,030円
		練習		1時間	1,220円	1,030円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	6,100円	5,150円
			無料	1時間	3,660円	3,090円
		練習		1時間	3,660円	3,090円
	スポーツ以外に利用する場合			1時間	12,200円	10,300円
施設個人利用（非専用）				1回	200円	100円
夜間照明設備	全面利用	全面点灯		1時間	2,090円	2,050円
		半灯		1時間	1,040円	1,020円
	半面利用	全部点灯		1時間	1,040円	1,020円

◎旅川グラウンド

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
野球場・ソフトボール場	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	全面・1時間	3.660円	3.090円
				半面・1時間	1.830円	1.550円
			無料	全面・1時間	1.220円	1.030円
		半面・1時間		610円	520円	
		練習	全面・1時間	1.220円	1.030円	
			半面・1時間	610円	520円	
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	6.100円	5.150円
			無料	1時間	3.660円	3.090円
		練習	1時間	3.660円	3.090円	
	スポーツ以外に利用する場合			1時間	12.200円	10.300円
施設個人利用（非専用）				1回	200円	—
夜間照明設備		全面利用	1時間	2,090円	1,020円	
		半面利用	1時間	1,040円	510円	
放送設備				1回	520円	510円

◎東洋紡屋外球技場

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
野球場	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	1時間	1,830円	1,560円
			無料	1時間	610円	520円
		練習		1時間	610円	520円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	3,050円	2,600円
			無料	1時間	1,830円	1,560円
		練習		1時間	1,830円	1,560円
	スポーツ以外に利用する場合			1時間	6,100円	5,200円

◎城南スタジアム

区分					単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
野球場	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	1時間	3,660円	3,090円	
			無料	1時間	1,220円	1,030円	
		練習		1時間	1,220円	1,030円	
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	6,100円	5,150円	
			無料	1時間	3,660円	3,090円	
		練習		1時間	3,660円	3,090円	
	スポーツ以外に利用する場合			1時間	12,200円	10,300円	
夜間照明設備	全点灯		1時間	3,140円	3,080円		
	半点灯		1時間	1,570円	1,540円		
スコアボード				1回	1,040円	1,020円	
放送設備				1回	520円	510円	

◎利賀グラウンド、上平グラウンド

区分	単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
夜間照明設備	1時間	520円	510円

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎城端テニスコート、いなみ木彫りの里テニスコート、城南テニスコート、福野テニスコート、福光里山テニスコート

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
テニスコート1面	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	1時間	1,200円	930円
			無料	1時間	400円	310円
		練習		1時間	400円	310円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	2,000円	1,550円
			無料	1時間	1,200円	930円
		練習		1時間	1,200円	930円
夜間照明設備		1コート	1時間	520円	510円	

◎福光屋内グラウンド

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	1時間	8,040円	6,180円
			無料	1時間	2,680円	2,060円
		練習	全面	1時間	2,680円	2,060円
			1/2面	1時間	1,340円	1,030円
			1/4面	1時間	670円	520円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	13,400円	10,300円
			無料	1時間	8,040円	6,180円
		練習	1時間	8,040円	6,180円	
	スポーツ以外に利用する場合			1時間	26,800円	20,600円
施設個人利用（非専用）				1回	200円	200円
照明設備	全面点灯照明		1時間	2,090円	2,050円	
	1/2面点灯照明		1時間	1,040円	1,020円	
	1/4面点灯照明		1時間	520円	510円	

◎城南屋内グラウンド

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	1時間	4,020円	3,090円
			無料	1時間	1,340円	1,030円
		練習	全面	1時間	1,340円	1,030円
			1/2面	1時間	670円	520円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	6,700円	5,150円
			無料	1時間	4,020円	3,090円
		練習	1時間	4,020円	3,090円	
スポーツ以外に利用する場合			1時間	13,400円	10,300円	
施設個人利用（非専用）				1回	200円	200円
照明設備	全面点灯照明		1時間	1,040円	1,020円	
	1/2面点灯照明		1時間	520円	510円	
フィットネスルーム				1時間	560円	510円
研修室				57㎡(1時間)	560円	410円
城南ターゲットバードゴルフ場		全ホール	1時間	400円	310円	
		個人利用(非専用)	1回	200円		
城南屋外ステージ	施設全部	有料	1時間	6,030円	4,640円	
		無料	1時間	2,010円	1,550円	
	ステージ	有料	1時間	4,020円	3,090円	
		無料	1時間	1,340円	1,030円	
	会議室		30㎡(1時間)	370円	310円	
	練習室		134㎡(1時間)	470円	310円	

◎井口屋内グラウンド

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
アリーナ	アマチュアスポーツに利用 する場合	大会	有料	1時間	2,010円	1,560円
			無料	1時間	670円	520円
		練習		1時間	670円	520円
	アマチュアスポーツ以外の スポーツに利用する場合	大会	有料	1時間	3,350円	2,600円
			無料	1時間	2,010円	1,560円
		練習		1時間	2,010円	1,560円
	スポーツ以外に利用する場合			1時間	6,700円	5,200円
施設個人利用（非専用）				1回	200円	200円
照明設備		全面点灯照明		1時間	520円	510円

< 公共施設使用料金新旧比較表 >

◎城端温水プール

区分			単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
25m温水プール	大会	有料	1時間	16,170円	10,710円
		無料	1時間	5,390円	3,570円
	練習	全面	1時間	5,390円	3,570円
		1コース	1時間	770円	510円
施設個人利用（非専用）			1回	450円	300円
			年間利用券	32,400円	—

◎福光プール

区分			単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
25m温水プール	大会	有料	1時間	16,170円	10,710円
		無料	1時間	5,390円	3,570円
	練習	全面	1時間	5,390円	3,570円
		1コース	1時間	770円	510円
施設個人利用（非専用）			1回	550円	410円
			年間利用券	39,600円	—
研修室			50㎡(1時間)	370円	310円

◎城南ターゲットバードゴルフ場

区分		単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
全ホール		1時間	400円	310円
施設個人利用（非専用）		1回	200円	
照明設備		1時間	310円	300円

◎クレ射撃場

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
射撃場	大会	一面	925㎡	1時間	3,700円	2,780円
第1会議室			51㎡	1時間	560円	410円
第2会議室			66㎡	1時間	560円	410円
第3会議室			38㎡	1時間	370円	310円
施設個人利用			1人	1回	980円	650円
クレ射撃の放出機				標的1枚	50円	48円
ラビット標的の放出機				標的1枚	100円	100円

◎桜ヶ池クライミングセンター

区分				単位	改定料金 (R2年度から)	現行換算料金 (R1年度まで)
施設全部	大会等	有料		1時間	8,040円	6,180円
		無料		1時間	2,680円	2,060円
	練習			1時間	2,680円	2,060円
人工壁（ステージ含む）	大会等	有料		1時間	4,020円	3,090円
		無料		1時間	1,340円	1,030円
	練習			1時間	1,340円	1,030円
ステージ	大会等	有料		1時間	4,020円	3,090円
		無料		1時間	1,340円	1,030円
	練習			1時間	1,340円	1,030円
アイソレーションルーム	大会等	有料		1時間	800円	620円
		無料		1時間	270円	210円
	練習			1時間	270円	210円
屋内練習場	大会等	有料		1時間	4,020円	3,090円
		無料		1時間	1,340円	1,030円
	練習			1時間	1,340円	1,030円
施設個人利用（人工壁、屋内練習場）			1人	昼間1回	150円	100円
			1人	夜間1回	200円	150円

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎城端勤労青少年ホーム

【令和2年度から】

施設名	面積 (㎡)	基本利用料金(円)						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30	
料理教室	60	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
和室(南)	28	450	600	530	1,050	1,130	1,580	150
和室(北)	30	450	600	530	1,050	1,130	1,580	150
音楽室	60	690	920	810	1,610	1,730	2,420	230
講習室	60	690	920	810	1,610	1,730	2,420	230
読書室	29	450	600	530	1,050	1,130	1,580	150
娯楽集会室	118	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470

備考

1 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 前2項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名	面積 (㎡)	基本利用料金(円)						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30	
料理教室	60	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
和室(南)	28	300	410	410	720	820	1,130	
和室(北)	30	300	410	410	720	820	1,130	
音楽室	60	510	610	610	1,130	1,230	1,740	
講習室	60	510	610	610	1,130	1,230	1,740	
読書室	29	300	410	410	720	820	1,130	
娯楽集会室	118	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	

備考

1 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 前2項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎福野産業文化会館

【令和2年度から】

施設名		面積 (㎡)	基本利用料金(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30	
1階	福祉談話室	27	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
	サークル室	29	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
	集会室	88	2,250	3,000	2,630	5,250	5,630	7,880	750
2階	講堂	99	2,250	3,000	2,630	5,250	5,630	7,880	750
	市民教養室	39	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
	和室	44	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
3階	和室	49	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
	大会議室	103	3,240	4,320	3,780	7,560	8,100	11,340	1,080

備考

- 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 酒席に利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 前2項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名		面積 (㎡)	基本利用料金(円)					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30
1階	福祉談話室	27	820	1,020	920	1,850	1,950	2,880
	サークル室	29	820	1,020	920	1,850	1,950	2,880
	集会室	88	1,740	2,260	2,050	4,010	4,320	5,960
2階	講堂	99	1,850	2,460	2,160	4,320	4,620	6,480
	市民教養室	39	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
	和室	44	820	1,020	920	1,850	1,950	2,880
3階	和室	49	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290
	大会議室	103	2,160	2,880	2,570	5,040	5,450	7,610

備考

- 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 酒席に利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 前3項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

<公共施設使用料金新旧比較表>

◎福野文化創造センター

【令和2年度から】

施設名	面積 (㎡)	区分	基本利用料金(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
ホール(楽屋含)	795	平日	16,370	24,560	32,740	32,740	49,120	57,300	6,140
		土日休	19,650	29,480	39,300	39,300	58,960	68,780	7,370
アートスペース	376	平日						15,860	1,510
		土日休						19,010	1,810
データスペース	149	平日						12,810	1,220
		土日休						15,330	1,460
スタジオM	100	1人	330	440	390	770	830	1,160	110
		1室	2,820	3,760	3,290	6,580	7,050	9,870	940
スタジオD	86	1人	330	440	390	770	830	1,160	110
		1室	2,820	3,760	3,290	6,580	7,050	9,870	940
楽屋	27	1室	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
芝水庵(全室)	80	1室	2,790	3,720	3,260	6,510	6,980	9,770	930
芝水庵(茶室)	48	1室	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560
芝水庵(和室)	32	1室	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
セミナールームA	70	1室	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560
セミナールームB	41	1室	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
セミナールームC	72	1室	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560
ミーティングルーム	41	1室	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
控室	17	1室	540	720	630	1,260	1,350	1,890	180
アトリエA	50	1人	390	520	460	910	980	1,370	130
		1室	2,820	3,760	3,290	6,580	7,050	9,870	940
アトリエC	56	1人	390	520	460	910	980	1,370	130
		1室	2,820	3,760	3,290	6,580	7,050	9,870	940
喫茶室	144	月額	50,000						
附属設備			指定管理者が別に定める額						

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 ホール、アートスペース及びデータスペースをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名	面積 (㎡)	区分	基本利用料金(円)					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
ホール(楽屋含)	795	平日	13,980	20,980	27,970	27,970	41,960	48,960
		土日休	16,760	25,200	33,530	33,530	50,290	58,730
アートスペース	376	平日						11,310
		土日休						13,570
データスペース	149	平日						10,280
		土日休						12,340
スタジオM	100	1人	300	410	410	720	820	1,130
		1室	2,770	3,700	3,290	6,480	6,990	9,770
スタジオD	86	1人	300	410	410	720	820	1,130
		1室	2,770	3,700	3,290	6,480	6,990	9,770
楽屋	27	1室	1,850	2,460	2,160	4,320	4,620	6,480
芝水庵	82	1室	1,850	2,460	2,160	4,320	4,620	6,480
セミナールームA	70	1室	1,540	2,050	1,850	3,600	3,900	5,450
セミナールームB	41	1室	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320
セミナールームC	72	1室	1,540	2,050	1,850	3,600	3,900	5,450
ミーティングルーム	41	1室	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320
控室	17	1室	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320
アトリエA	50	1人	300	410	410	720	820	1,130
		1室	2,160	2,880	2,570	5,040	5,450	7,610
アトリエC	56	1人	300	410	410	720	820	1,130
		1室	2,160	2,880	2,570	5,040	5,450	7,610
喫茶室	144	月額	50,000					
附属設備			指定管理者が別に定める額					

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 ホール、アールスペース及びデータスペースをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本利用料金とみなして、前各項の規定を適用する。

6 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎福光福祉会館

【令和2年度から】

施設名(区分)		面積 (㎡)	基本使用料(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
児童遊戯室		37	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
和室		48	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
会議室		49	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
研修室		100	1,860	2,480	2,170	4,340	4,650	6,510	620
調理実習室		56	1,620	2,160	1,890	3,780	4,050	5,670	540
ホール	平日	190	4,530	6,040	5,290	10,570	11,330	15,860	1,510
	土日休日	190	5,430	7,240	6,340	12,670	13,580	19,010	1,810

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名(区分)		面積 (㎡)	基本使用料(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
児童遊戯室		37	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770	
和室		48	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
会議室		49	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
研修室		100	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320	
調理実習室		56	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900	
ホール	平日	190	4,010	5,340	4,730	9,360	10,080	14,090	
	土日休日	190	5,550	7,400	6,480	12,960	13,880	19,440	
松村記念会館和室		90	1,440	1,850	1,640	3,290	3,490	4,930	

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

<公共施設使用料金新旧比較表>

◎福光青少年センター

【令和2年度から】

施設名	面積 (㎡)	基本使用料(円)						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30	
101号室	66	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
102号室	48	960	1,280	1,120	2,240	2,400	3,360	320
103号室	22	540	720	630	1,260	1,350	1,890	180
和室	34	960	1,280	1,120	2,240	2,400	3,360	320
軽体育室	164	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560

備考

1 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 前項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名	面積 (㎡)	基本使用料(円)						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30	
101号室	66	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
102号室	48	610	820	720	1,440	1,540	2,160	
103号室	22	610	820	720	1,440	1,540	2,160	
読書室	19	610	820	720	1,440	1,540	2,160	
和室	34	610	820	720	1,440	1,540	2,160	
軽体育室	164	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320	

備考

1 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 前2項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎平若者センター 春光荘

【令和2年度から】

施設名		面積 (㎡)	基本使用料(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
多目的ホール	平日	235	4,530	6,040	5,290	10,570	11,330	15,860	1,510
	土日休日	235	5,430	7,240	6,340	12,670	13,580	19,010	1,810
和室		178	3,390	4,520	3,960	7,910	8,480	11,870	1,130
乳児保健指導室(大)		44	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
乳児保健指導室(小)		35	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
栄養指導室		55	2,070	2,760	2,420	4,830	5,180	7,250	690
サークル室		21	540	720	630	1,260	1,350	1,890	180
スタジオ		27	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
101会議室		20	540	720	630	1,260	1,350	1,890	180
201会議室		70	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560
アリーナ		802	2,520	3,360	2,940	5,880	6,300	8,820	840
		401	1,260	1,680	1,470	2,940	3,150	4,410	420
トレーニング室(個人利用)						高校生以上		1回	100

備考

- 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50
 - 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名		面積 (㎡)	基本使用料(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
多目的ホール	平日	235	3,700	4,930	4,320	8,640	9,250	12,960	
	土日休日	235	4,930	6,580	5,760	11,520	12,340	17,280	
和室		178	3,700	4,930	4,320	8,640	9,250	12,960	
乳児保健指導室(大)		44	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320	
乳児保健指導室(小)		35	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320	
栄養指導室		55	1,440	1,850	1,640	3,290	3,490	4,930	
サークル室		21	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
スタジオ		27	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770	
101会議室		20	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
201会議室		70	1,540	2,050	1,850	3,600	3,900	5,450	
アリーナ		802	1,850	2,460	2,160	4,320	4,620	6,480	
		401	920	1,230	1,080	2,160	2,310	3,240	
トレーニング室(個人利用)						高校生以上	1回	100	

備考

- 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50
 - 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎上平公民館

【令和2年度から】

施設名			基本使用料(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
多目的 ホール1	平日	97	2,790	3,720	3,260	6,510	6,980	9,770	930
	土日休日	97	3,360	4,480	3,920	7,840	8,400	11,760	1,120
多目的 ホール2	平日	93	2,790	3,720	3,260	6,510	6,980	9,770	930
	土日休日	93	3,360	4,480	3,920	7,840	8,400	11,760	1,120
多目的 ホール	平日	190	4,530	6,040	5,290	10,570	11,330	15,860	1,510
	土日休日	190	5,430	7,240	6,340	12,670	13,580	19,010	1,810
和室1		21	540	720	630	1,260	1,350	1,890	180
和室2		22	540	720	630	1,260	1,350	1,890	180
サークル室		18	540	720	630	1,260	1,350	1,890	180
ミーティングルーム		78	2,250	3,000	2,630	5,250	5,630	7,880	750
調理実習室		45	1,440	1,920	1,680	3,360	3,600	5,040	480
アリーナ		560	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560
		280	840	1,120	980	1,960	2,100	2,940	280

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名			基本使用料(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
多目的 ホール1	平日	97	1,850	2,470	2,160	4,320	4,630	6,480	
	土日休日	97	2,470	3,290	2,880	5,760	6,170	8,640	
多目的 ホール2	平日	93	1,850	2,460	2,160	4,320	4,620	6,480	
	土日休日	93	2,460	3,290	2,880	5,760	6,170	8,640	
和室1		21	920	1,230	1,020	2,160	2,360	3,290	
和室2		22	920	1,230	1,020	2,160	2,360	3,290	
サークル室		18	920	1,230	1,020	2,160	2,360	3,290	
ミーティングルーム		78	1,540	2,050	1,850	3,600	3,900	5,450	
調理実習室		45	1,440	1,850	1,640	3,290	3,490	4,930	
アリーナ		560	1,840	2,460	2,160	4,320	4,620	6,480	
		280	920	1,230	1,080	2,160	2,310	3,240	

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎利賀公民館

【令和2年度から】

施設名		面積 (㎡)	基本使用料(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
ホール	平日	319	4,530	6,040	5,290	10,570	11,330	15,860	1,510
	土日休日	319	5,430	7,240	6,340	12,670	13,580	19,010	1,810
和室		62	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
研修室		49	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370

備考

- 1 利用者が入場料を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料の最高額が3,000円以下の場合は、100分の50
 - (2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - (2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 3 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 4 ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名		面積 (㎡)	基本使用料(円)					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
ホール	平日	319	3,700	4,930	4,320	8,640	9,250	12,960
	土日休日	319	4,930	6,580	5,760	11,520	12,340	17,280
和室		62	920	1,230	1,020	2,160	2,360	3,290
研修室		49	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770

備考

- 1 利用者が入場料を徴収する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料の最高額が3,000円以下の場合は、100分の50
 - (2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - (2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 3 冷暖房を利用する場合は、基本使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 4 ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 利用時間の短縮を理由として、使用料は、減額しない。

<公共施設使用料金新旧比較表>

◎城端伝統芸能会館

【令和2年度から】

施設名		面積 (㎡)	基本利用料金(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
ホール	平日	538	16,370	24,560	32,740	32,740	49,120	57,300	6,140
	土日休日		19,650	29,480	39,300	39,300	58,960	68,780	7,370
催事場		155	1,860	2,480	2,170	4,340	4,650	6,510	620
練習室1(和室)		37	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
練習室2(和室)		37	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
練習室3		27	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
練習室4		27	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
練習室5		29	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
練習室4、5(連結)		55	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560
会議室1		23	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
会議室2		23	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
会議室1、2(連結)廊下有		45	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560
会議室1、2(連結)廊下無		71	1,680	2,240	1,960	3,920	4,200	5,880	560
談話室		24	240	320	280	560	600	840	80
男子更衣室(ホール併用時)		19						730	70
女子更衣室(ホール併用時)		24						730	70
練習室1(ホール併用時)		37						730	70
練習室2(ホール併用時)		37						730	70
附属設備			指定管理者が別に定める額						

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

6 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名		面積 (㎡)	基本利用料金(円)					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
ホール	平日	538	10,280	15,420	20,570	20,570	30,850	36,000
	土日休日		12,340	18,510	24,680	24,680	37,020	43,200
催事場		155	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320
練習室1(和室)		37	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
練習室2(和室)		37	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
練習室3		27	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
練習室4		27	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
練習室5		29	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
練習室4、5(連結)		55	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
会議室1		23	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
会議室2		23	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
会議室1、2(連結)		45	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
談話室		24						510
男子更衣室		19						510
女子更衣室		24						510
練習室1(ホール併用時)		37						510
練習室2(ホール併用時)		37						510
附属設備			指定管理者が別に定める額					

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本利用料金とみなして、前各項の規定を適用する。

6 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

<公共施設使用料金新旧比較表>

◎井波総合文化センター

【令和2年度から】

施設名(区分)		面積 (㎡)	基本利用料金(円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
大ホール (メモリアホール)	平日	727	16,370	24,560	32,740	32,740	49,120	57,300	6,140
	土日休日		19,650	29,480	39,300	39,300	58,960	68,780	7,370
多目的ホール (エトホール)	平日	185	3,690	4,920	4,310	8,610	9,230	12,920	1,230
	土日休日		5,430	7,240	6,340	12,670	13,580	19,010	1,810
視聴覚室		86	1,860	2,480	2,170	4,340	4,650	6,510	620
第1会議室		90	1,620	2,160	1,890	3,780	4,050	5,670	540
第2会議室		58	1,620	2,160	1,890	3,780	4,050	5,670	540
第1研修室		69	1,620	2,160	1,890	3,780	4,050	5,670	540
第2研修室		37	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
第3研修室		36	930	1,240	1,090	2,170	2,330	3,260	310
農事研修室		56	1,620	2,160	1,890	3,780	4,050	5,670	540
生活改善実習室		56	1,860	2,480	2,170	4,340	4,650	6,510	620
和室(36畳)		72	1,620	2,160	1,890	3,780	4,050	5,670	540
和室(24畳)		51	1,620	2,160	1,890	3,780	4,050	5,670	540
楽屋1		33	1,110	1,480	1,300	2,590	2,780	3,890	370
楽屋2		58	1,170	1,560	1,370	2,730	2,930	4,100	390

備考

- 1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50
 - (2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - (2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 3 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 4 大ホール又は多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 5 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

【令和元年度まで】

施設名(区分)		面積 (㎡)	基本利用料金(円)					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30
大ホール (メモリアルホール)	平日	727	12,960	19,440	25,920	25,920	38,880	45,360
	土日休日		16,200	23,760	32,400	32,400	48,600	56,160
多目的ホール (エイトホール)	平日	185	2,460	3,290	2,880	5,760	6,170	8,640
	土日休日		3,700	4,930	4,320	8,640	9,250	12,960
視聴覚室		86	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320
第1会議室		90	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
第2会議室		58	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
第1研修室		69	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
第2研修室		37	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
第3研修室		36	610	820	720	1,440	1,540	2,160
農事研修室		56	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
生活改善実習室		56	1,230	1,640	1,440	2,880	3,080	4,320
和室(36畳)		72	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
和室(24畳)		51	1,130	1,440	1,330	2,570	2,770	3,900
楽屋1		33	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770
楽屋2		58	820	1,020	920	1,850	1,950	2,770

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 大ホール又は多目的ホールをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額を減額する。

5 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本利用料金とみなして、前各項の規定を適用する。

6 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

7 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎福光会館

【令和2年度から】

施設名 (区分)	面積 (㎡)	基本利用料金(円)						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
多目的ホール	782	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
プレイルーム(和室)	54	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
スタジオ(1)	58	1時間につき 620						
スタジオ(2)	58	1時間につき 620						
サークルルーム(1)	107	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
サークルルーム(2)	86	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
サークルルーム(3)	89	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
会議室	90	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
研修室	64	1,410	1,880	1,650	3,290	3,530	4,940	470
※ただし、附属設備(パソコン等)を使用する研修の場合、1時間につき								1,180
附属設備(スタジオ、AV設備及びCD録音装置)								1式 3,140

備考

1 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 酒席に利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

5 1時間未満の端数の時間については、当該時間を1時間とみなす。

【令和元年度まで】

施設名 (区分)	面積 (㎡)	基本利用料金(円)						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	
多目的ホール	782	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
プレイルーム(和室)	54	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
スタジオ(1)	58	1時間につき 610						
スタジオ(2)	58	1時間につき 610						
サークルルーム(1)	107	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
サークルルーム(2)	86	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
サークルルーム(3)	89	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
会議室	90	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
研修室	64	920	1,230	1,130	2,160	2,360	3,290	
※ただし、附属設備(パソコン等)を使用する研修の場合、1時間につ								1020
附属設備(スタジオ、AV設備及びCD録音装置)								1式 3,080

備考

1 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 酒席に利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

4 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

5 1時間未満の端数の時間については、当該時間を1時間とみなす。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎いなみ交流館ラフォーレ

【令和2年度から】

区分						基本利用料金(円)	摘要	
温水プール	小中学生、70歳以上、障害者		1回券			300		
			11回券			3,080		
			年間利用券			21,600		
	一般(高校生以上)		1回券			450		
			11回券			4,620		
			年間利用券			32,400		
	コース専用使用料		1コースにつき2時間			1,540	※1時間あたり770円	
屋内健康広場	一般(高校生以上)				1回	200	12月～翌年3月までの期間は 1時間当たり100円を加算する	
	コート専用				全面(1時間)	1,180		
					半面(1時間)	600		
施設区分	面積 (㎡)	午前 10:00～ 12:00	午後 12:00～ 17:00	夜間 17:00～ 21:00	朝昼間 10:00～ 17:00	昼夜間 12:00～ 21:00	全日 10:00～ 21:00	1時間 単価
グループ室1	32㎡	740	1,850	1,480	2,590	3,330	4,070	370
グループ室2	32㎡	740	1,850	1,480	2,590	3,330	4,070	370
グループ室3	32㎡	740	1,850	1,480	2,590	3,330	4,070	370
グループ室4	34㎡	740	1,850	1,480	2,590	3,330	4,070	370
グループ室5	69㎡	1,120	2,800	2,240	3,920	5,040	6,160	560
区分						基本利用料金(円)	摘要	
浴室	小中学生、70歳以上、障害者		1回券			410		
			11回券			4,190		
	一般(高校生以上)		1回券			520		
			11回券			5,230		
仮眠室			1人1回			100	1回2時間	
貸し倉庫				1回		1,040	1回利用期間は1箇月	
厨房				1日 当たり		1,040	団体利用に限る	

備考

1 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50

(2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80

2 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

3 グループ室において冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

【令和元年度まで】

区分			基本利用料金(円)	摘要	
温水プール	60歳以上、 障害者及び中学生	1回券	200		
		11回券	2,050		
		年間利用券	14,400		
	一般(高校生以上)	1回券	300		
		11回券	3,080		
		年間利用券	21,600		
	小学生以下	1回券	100		
		11回券	1,020		
		年間利用券	7,200		
コース専用使用料		1コースにつき	1,020	1回2時間	
浴室	60歳以上、 障害者及び小学生	1回券	410		
		11回券	4,110		
	一般(中学生以上)	1回券	510		
		11回券	5,140		
	未就学児	1回券	200		
		11回券	2,050		
仮眠室		1人1回	100	1回2時間	
グループ室	(グループ室1～3 32㎡) (グループ室4 34㎡) (グループ室5 69㎡)	午前10時から正午まで	1,020	1室当たり	
		正午から午後5時まで	1,230		
		午後5時から午後9時まで	1,540		
		午前10時から午後5時まで	2,050		
		正午から午後9時まで	2,570		
		午前10時から午後9時まで	3,080		
貸し倉庫		1回	1,020	1回利用期間は1箇月	
厨房		1日当たり	1,020	団体利用に限る	
屋内健康広場	一般(高校生以上)		1回	100	12月～翌年3月までの期間 は1時間当たり100円を加 算する
	コート専用	午前9時から午後5時まで	全面(1時間)	610	
			半面(1時間)	300	
		午後5時から午後9時まで	全面(1時間)	1020	
			半面(1時間)	510	

備考

- 利用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 入場料の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料の最高額」という。)が3,000円以下の場合は、100分の50
 - 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
 - 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
 - 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- グループ室において冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎城端老人福祉センター「美山荘」

【令和2年度から】

区分		利用料金 (一人当たり)
入館	老人及び身体障害者	400円
	中学生以上	500円
	小学生	200円

備考

- 1 老人とは、60歳以上の者をいう。
- 2 身体障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

【令和元年度まで】

区分		利用料金 (一人当たり)
入館	老人及び身体障害者	220円
	中学生以上	300円
	小学生	100円
部屋利用	集会室(38.5畳)	80円
	休養室(21畳)	80円
	娯楽室(15畳)	80円
	小娯楽室(21.0㎡)	80円
	会議室(54.0㎡)	80円

備考

- 1 「部屋利用」の場合は、入館利用料金に加算する。
- 2 「部屋利用」は、2人以上での利用のみ可能とする。
- 3 老人とは、60歳以上の者をいう。
- 4 身体障害者とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎福光福祉の家「光龍館」

【令和2年度から】

区分			利用料金 (一人当たり)
入館			400円
区分			基本利用料金
専用利用	新館カラオケルーム(21㎡)	1時間	500円

【令和元年度まで】

区分		利用料金 (一人当たり)
入館		300円
カラオケ (1時間)		300円

＜公共施設使用料金新旧比較表＞

◎井口カイニョと櫓の森公園・いのくち櫓館

【令和2年度から】

(1) いのくち櫓館利用料金

施設名(区分)	面積 (㎡)	基本利用料金(円)						
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間 単価
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~17:00	13:00~21:00	9:00~21:00	
多目的室	332	4,530	6,040	4,530	10,570	12,080	16,610	1,510
視聴覚室	53	2,190	2,920	2,190	5,110	5,840	8,030	730
会議室	53	1,680	2,240	1,680	3,920	4,480	6,160	560
和室1	20	1,680	2,240	1,680	3,920	4,480	6,160	560
和室2	13	1,680	2,240	1,680	3,920	4,480	6,160	560
和室全棟	99	3,870	5,160	3,870	9,030	10,320	14,190	1,290
エントランスホール	99	2,820	3,760	2,820	6,580	7,520	10,340	940
展示スペース	92	2,250	3,000	2,250	5,250	6,000	8,250	750

備考

1 利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 前項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。

(2) いのくち櫓館附属設備等利用料金

品名	単位	利用料金(円)	摘要	品名	単位	利用料金(円)	摘要
茶器	1式	520	1日当たり	プロジェクター	1台	1,560	1回当たり
展示パネル	1枚	100	1回当たり	大型スクリーン	1台	1,030	1回当たり

【令和元年度まで】

(1) いのくち櫓館利用料金

施設名(区分)	面積 (㎡)	基本利用料金(円)						冷暖房料
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	基本利用料 金の30%
		9:00~12:00	13:00~17:0	18:00~21:0	9:00~17:00	13:00~21:0	9:00~21:00	
多目的室	332	3,080	4,620	5,550	6,170	7,710	10,280	
視聴覚室	53	1,540	2,050	2,570	2,880	3,490	4,730	
会議室	53	1,020	1,540	1,850	2,050	2,570	3,390	
和室1	20	1,020	1,540	1,850	2,050	2,570	3,390	
和室2	13	1,020	1,540	1,850	2,050	2,570	3,390	
和室全棟	99	2,570	3,600	4,620	4,210	5,650	7,300	

備考

1 利用者が商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を加算する。

3 前2項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。

(2) いのくち櫓館附属設備等利用料金

品名	単位	利用料金(円)	摘要	品名	単位	利用料金(円)	摘要
茶器	1式	510	1日当たり	プロジェクター	1台	1,540	1回当たり
展示パネル	1枚	100	1回当たり	大型スクリーン	1台	1,020	1回当たり

公共施設利用に係る
受益者負担の適正化基準

平成 3 1 年 4 月
南砺市

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方・・・・・・・・	2
3	受益者負担の算定根拠・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	受益者負担の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5	受益者負担の負担割合・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	受益者負担の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・	7
7	減額・免除についての基本的な考え方・・・・・・・・	8
8	激変緩和措置・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9	その他考慮すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・	9
10	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	10

1 はじめに

市内には、庁舎をはじめ、福祉向上や健康増進、観光振興の観点から、さまざまな施設が整備されており、市民をはじめ大勢の方々の利用に供されています。文化施設や集会施設、スポーツ施設などの公共施設を利用される方には、使用料をご負担いただいております。これは、施設の維持管理や行政サービスの提供に、人件費や光熱水費などの維持管理費がかかるためです。これらの経費は、受益者（使用者）の使用料でまかなうことが望ましいのですが、実際には、その一部が税金で補われているのが現状です。

施設等の利用者と未利用者における負担の公平性を保つためには、受益者負担（使用料）と公費負担（税金）の割合について基準を明確にし、広く市民の十分なお理解を得ながら、利用者に対し、受益（施設利用）の対価として適正な負担を求めていく必要があります。

市では、利用者負担の基準の適正化、使用料算定方法の明確化、類似施設間の平準化を図るとともに、使用料などが減額・免除される「減免」についても標準的な扱いを設定するため「受益者負担の適正化基準」を策定しました。

【現状の課題】

- 施設にかかる維持管理費の多くを公費（税金）で負担しており、利用者と未利用者との間に「負担の不公平」が生じています。
- 使用料の算定方法や見直し基準を定めた統一的な基準がありません。
- 市内の類似施設間において使用料体系に不均衡が生じています。
- 減免に関する標準的な取り決めがなく、負担の公平性の観点から格差が生じています。

2 受益者負担の適正化に向けた基本的な考え方

受益と負担の公平化の観点から「受益者（利用者）負担」と「公費（税＝市民）負担」の割合を明確化した上で、利用者に受益（施設利用）の対価として相応の使用料の負担を求めることを原則とします。そのための基本的な考え方は次のとおりです。

①原価計算方式に基づく費用（経費・コスト）の明確化

使用料の算定にあたっては、広く市民の納得・了承を得るための合理性や透明性の確保が必要です。まず、サービスの提供にかかる経費・コストを原価計算方式で算出し、受益者負担額算定の根拠とします。

②サービスの性質による受益者負担割合の設定

行政サービスは、道路や公園など市民の生活基盤として市場原理によっては提供されにくいものから、民間でも類似同様のサービスが存在するものまで、その性質はさまざまです。そのため、受益者負担を求める際は、税負担の公平性や公正性を確保するため、必需性（選択性）と市場性（公益性）の観点からサービスの性質を分類し、分類ごとに受益者負担の割合を設定することとします。

③減免についての基本的な考え方

社会教育団体や福祉団体、地域住民団体などの活動支援、公益上の必要性、政策の推進などを目的に使用料等の減免が行われていますが、コストに対する収入比率の低下、二重補助、受益者負担の原則との乖離、行政への依存傾向の増大、既得権益化などの諸課題があります。使用料等の減免は、あくまで政策的かつ特例的な措置であることを基本とし、真にやむを得ないものに限定するとともに、受益者負担の原則を徹底し、統一的な基準を定めます。

④類似施設間での格差解消と負担均衡

文化施設・スポーツ施設などの類似施設間で使用料等に格差が生じています。受益者負担の原則ならびに公平性の観点に基づき、類似施設間の負担率を統一するため、同種同類の施設をグループ化し、グループごとに同一の料金体系を適用することとします。

⑤運営状況の検証・改善

サービス提供にかかる経費については、人件費や施設の維持管理費が料金原価として算定基礎となることから、継続的かつ定期的に運営状況の検証・改善を実施することで、施設の管理運営や行政サービスの提供に要する費用の削減、市民の利用満足度や施設稼働率などの向上を目指して可能な限り努力し、受益者の負担軽減を図ります。

3 受益者負担の算定根拠

○受益者負担額の算定イメージ

$$\text{受益者負担額} = \text{料金原価} \times \text{負担割合}$$

受益者負担額（負担割合 50%の場合）のイメージ

費用	総費用		
	料金原価(対象費用)		対象外費用
財源	受益者負担額 (使用料等)	公費負担額 (市税など)	
	← 50% →	← 50% →	料金原価 対象外

○料金原価 ※

サービス提供に必要な経費のうち、料金原価の対象となる費用
(人件費、物件費、維持補修費、補助費 など)

※公共施設そのものは市民共有の財産であることから、料金原価には施設建設費（減価償却費）・用地取得費などのイニシャルコストは含めず、施設の維持管理に必要なランニングコストを対象とします。

○負担割合

料金原価に対するサービス利用者（受益者）の負担割合

○受益者負担額

施設等の利用者が負担する使用料等

料金原価にサービスごとの負担割合を乗じて算出

○公費負担額

サービス提供に必要な財源としてサービス利用者（受益者）の負担では賄えない部分に充当する市税などの一般財源

4 受益者負担の基準

◎対象サービス

公の施設の利用（施設使用料などが対価）を受けるサービスを対象とします。
なお、次のサービスは「適正化基準」の対象外とします。

▽法令等により市が独自に料金を設定できないもの

- ・使用料等を徴収できないもの（小・中学校、図書館など）
- ・受益者負担の基準が定められているもの（市営住宅、保育園、介護福祉施設など）

▽独立採算を前提としているもの

水道事業、下水道事業、病院事業など

▽テナントとして貸し出すことを前提としているもの

クリエイタープラザ、起業家支援センターなど

▽収益を上げることが前提としているもの

温泉、観光、産業施設など

▽その他

本基準による見直しが適当でないと認められるもの

◎料金原価の対象費用

料金原価の対象費用は、人件費、物件費、維持補修費、補助費とします。

①人件費

報酬、給料、手当、共済費など

②物件費

賃金、需要費、役務費、委託料、使用料・賃借料、負担金など

③維持補修費

大規模修繕を除く修繕料、工事請負費の一部など

④補助費

保険料、謝礼金、補助金、負担金など

◎料金原価の対象外費用

①臨時的な対応に伴う費用

災害時対応など臨時的に提供するサービスに係る費用は、本来、提供するサービスとは目的が異なるものであるため、料金原価の対象外とします。

②受益者が特定されている費用

施設で実施する講座等で使用する教材などに係る費用は、原則、講座等の参加者が負担するものであるため、料金原価の対象外とします。

5 受益者負担の負担割合

◎サービスの性質による分類と負担割合

施設利用など受益者負担の必要な行政サービスは、日常生活に不可欠で市場原理によっては提供されない公共関与の必要性が高いものから、特定の市民が利益を享受し、民間でも類似のサービスがあるものまで多岐にわたっています。

このため、より公平・公正な受益者負担額を算出するため、サービスの利用形態や機能に着目し、その性質を「必需性（選択性）」と「市場性（公益性）」の2つの視点で分類します。

①「必需性（選択性）」による分類

区分	必需性		選択性	
性 質	・市民が日常生活を営む上で必要な生活水準を確保するために利用するサービス ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するためのサービス		・日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好で選択的に利用するサービス ・主に個人が趣味やレクリエーションの一環として利用するサービス	
公共性の強弱	必需性 ← 強 公 共 性 弱 → 選択性			
サービス（施設）の分類	1	2	3	
	○福祉施設 児童館 等	○スポーツ・レクリエーション施設 テニスコート、屋内競技場、体育館、グラウンド、野球場 等 ○文化施設、地域活動施設 文化センター、公民館 等 ○商業福祉施設、生涯学習施設 福光会館、勤労青少年ホーム 等 ○その他社会福祉施設 美山荘、光龍館 等	○スポーツ・レクリエーション施設 温水プール、クレー射撃場、クライミングセンター 等	

②「市場性（公益性）」による分類

区分	性質	公共性の強弱	サービス（施設）分類	
公益性（非市場的）	収益性が低く、民間による提供が困難なサービス（施設）	↑ 強 公共性 ↓ 弱	①	○福祉施設、その他社会福祉施設 児童館、美山荘、光龍館 等
			②	○スポーツ・レクリエーション施設 体育館、グラウンド、野球場、クレール射撃場、クライミングセンター等 ○文化施設、地域活動施設 文化センター、公民館 等 ○商業福祉施設、生涯学習施設 福光会館、勤労青少年ホーム 等
市場性	収益性が高く、民間による同種・類似のサービス提供が期待できる		③	○スポーツ・レクリエーション施設 テニスコート、屋内競技場、温水プール等

③負担割合の考え方

①「必需性（選択性）」による分類と②「市場性（公益性）」による分類を組み合わせることで、サービスの性質による公共性の強弱を区分し負担割合を設定します。この場合、公共性の高いサービスは公共（行政）の関与が強く、経費の税負担に妥当性があるものと判断され、公共性の低いサービスは、税による負担割合が低くなり、受益者負担の割合が高くなります。

<受益者負担割合判定フローチャート>

	市場性	[50%]	[75%] テニスコート、屋内競技場	[100%] 温水プール
		[25%]	[50%] 体育館、グラウンド、野球場、文化センター、公民館、福光会館、勤労青少年ホーム	[75%] クレール射撃場、クライミングセンター
	公益性	[0%] 児童館	[25%] 美山荘、光龍館	[50%]
				
		必需性		選択性

※判断基準例

- [100%] 民間で提供可能な嗜好・選択性の高いサービスで市内に同種同類の民間施設があるもの
- [75%] 個人の価値観や嗜好で選択的に利用するもので民間での提供がやや困難なもの
民間で提供可能なサービスで市内に同種同類の民間施設がないもの
- [50%] 市場性(公益性)・選択性(必需性)のいずれの機能も平均的に有するもの
民間でも提供可能だが公的必要性の高いもの
嗜好・選択性が高いものの民間では提供困難なもの
- [25%] 民間での提供がやや困難で公益性がやや高いもの
民間での提供が困難で日常生活における必要性が高いもの
- [0%] 公的必要性が高く民間では提供困難なもの

④その他（実費負担）

条例・規則に基づかない各種図面の販売や機械・物品の貸与などのサービスは、特定の市民が利益を受けることが明らかであることから、受益者負担割合を原則 100%とします。

6 受益者負担の算定方法

【貸室等】

貸室等（会議室、ホール）など、一定のスペースを使用する場合の使用料は次のとおり算定します。

- ① 1㎡当たりの年間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出面積の合計
※廊下やトイレなど共用部分に要する費用も原価として算定します。
※貸出面積の合計には共用部分は含みません。
- ② 1㎡当たりの時間原価 = 1㎡当たりの年間原価 ÷ (年間利用可能時間×稼働率)
- ③ 1室当たりの原価 = 1㎡当たりの時間原価 × 1室面積 × 利用時間
- ④ 1室当たりの使用料 = 1室当たりの原価×受益者負担の割合 ※十円未満四捨五入

〔例〕施設の体育室を3時間利用した場合の使用料の算定方法

	体育室	ホール	会議室	共用部分	合計
延床面積	650 ㎡①	100 ㎡②	50 ㎡③	100 ㎡	900 ㎡

- 施設全体の原価 8,000,000 円 ●貸出面積：800 ㎡（①＋②＋③）
- 年間利用可能時間 4,450 時間 ●稼働率 70% ●受益者負担割合 50%
- ① 1㎡当たりの年間原価 = 8,000,000 円 ÷ 800 ㎡ = 10,000 円/㎡
- ② 1㎡当たりの時間原価 = 10,000 円 ÷ (4,450 時間 × 70%) = 3.21 円/㎡/時間
- ③ 1室当たりの原価 = 3.21 円/㎡/時間 × 650 ㎡ × 3 時間 = 6,259.5 円
- ④ 1室当たりの使用料 = 6,259.5 円 × 50% = 3,129.75 円/室 = 3,120 円/室

【個人利用施設等】

個人で体育館やプールなどの施設を利用する場合の使用料は、次のとおり算定します。

- ① 1人当たりの原価 = 原価 ÷ 年間利用者数
※年間利用者数は過去3カ年の平均としますが、利用者数に変動がある施設は、施設ごとに判断するものとします。
- ② 1人当たりの使用料 = 1人当たりの原価 × 受益者負担割合 ※十円未満四捨五入

〔例〕体育室の使用料

- 年間原価：8,000,000 円
- 年間利用者数：20,000 人
- 受益者負担割合：50%
- ① 1人当たりの原価 = 8,000,000 円 ÷ 20,000 人 = 400 円/人
- ② 1人当たりの使用料 = 400 円/人 × 50% = 200 円/人

7 減額・免除についての基本的な考え方

減額・免除制度は、障がい者や高齢者などの社会的弱者の支援や、教育振興などの政策的配慮から実施するものであり、受益と負担の公平性の観点から、その措置は必要最小限とする必要があります。

このことから、減額・免除について次のとおり統一的な基準を定めることとします。

また、減額・免除の適用にあたっては、対象者であることの確認を厳格に行う必要があります。なお、サービス利用の都度、決定することが望ましいのですが、事務経費軽減の観点から、減額・免除適用後の料金設定を行うことも可能とします。

【使用料の共通基準】

①市が施設を使用する場合

市（議会、行政委員会等を含む）が施設を使用する場合、使用料の減額・免除は行いません。

②市が共催・後援する場合

市が各種団体等と共催で事業等を実施・後援する場合においては、共催や後援の事実のみで減額や免除は行いません。

③他の官公署の利用、公共的団体等が利用する場合

減額や免除は行いません。ただし、他団体と相互利用ができる協定等を締結したサービスを提供する場合は、減額や免除を行うことができますものとします。

④減額・免除の対象

高齢者や障がい者、子どもなどを減額・免除の対象とすることができるものとします。

対象要件は次の区分を原則とします。なお、団体利用の場合は、構成員の半数以上が要件に該当した場合に減額・免除の対象とします。

区分	対象要件
高齢者	70 歳以上の市民
障がい者	障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けている市民 ※介助者（障がい者 1 名につき 1 名）の使用料は「免除」とします。
子ども	中学生以下の市民

<減額率の定義>

利用者と未利用者間における負担の公平性を確保するうえで、利用者が負担する分と公費で負担する分を等分することは最も理解を得やすいと考えられることから、減額率は一律 50%とします。

8 激変緩和措置

本基準に基づき受益者負担額を算出した結果、使用料等が従来 of 負担額にくらべて急激に高騰することによる市民生活への影響が懸念されます。そこで激変緩和措置を設け、現行使用料の 1.5 倍を越えない範囲にとどめることを原則とします。

ただし、市内類似施設間において著しく使用料体系が異なる場合、負担の公正・公平性を担保する観点から使用料等の平準化を優先し、1.5 倍を超えることがあります。

9 その他考慮すべき事項

①市民以外の利用について

市民以外の利用に係る費用負担については、原則として基本料金の 1.5 倍を上限とします。なお、団体利用の場合、団体の所在地をもって判断します。

ただし、施設の設置目的や性質等のほか、施設の有効活用、利用促進、広域連携の観点から市外利用者の料金設定が適当でないと判断される場合は、市民料金を適用します。

②営利目的利用について

営利目的利用の場合は、原則として基本料金の 2 倍とします。

③端数処理について

使用料算定に際しては、1 円単位での算出は複雑で煩雑な事務処理を招くことから、10 円単位となるよう端数処理を行うこととします。

④付帯設備・備品等の使用料について

体育館等のトレーニング機器や文化施設等のピアノ・音響設備などのように、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用するものや個別に経費が発生するものについては、別に料金を定めることとします。

⑤指定管理者による利用料金制導入施設の取扱いについて

指定管理者による利用料金制を導入している施設については、基本方針に基づき利用料金の上限を設定することとします。

⑥設定料金の調整について

政策的判断や市内および近隣自治体の類似施設や民間施設等との均衡を図る観点から、必要に応じて設定料金を調整することがあります。

10 おわりに

受益者負担の適正化は、厳しい財政状況のもと、歳入を確保するという側面が強調されがちですが、決して歳入の確保が見直しの目的ではありません。

施設や特定の行政サービスを利用する人と利用しない人が存在するなか、施設の利用で利益を受ける人がいれば利益に応じた負担をお願いすることで市民間の不公平感をなくし、ひいては受益者負担の歳入を生かすことでサービスの向上が図られます。

使用料の見直しは、市民間の公平・公正の確保と市民サービスの向上を第一義的な目的とするもので、市民生活全般に関わるものです。そのため、常に市民の理解と協力が得られるよう定期的な見直しを行っていくなかで、効率的な施設の管理運営や事務の効率化、コスト削減、利用者の増加などに向けた努力を続けながら、より一層の適正化を図っていかねばなりません。